

春日井市情報公開・個人情報保護  
制度施行状況報告書

(平成18年度)

春日井市

## 目 次

---

第 1	制度のあらまし	1
第 2	情報公開制度の施行状況	9
第 3	個人情報保護制度の施行状況	14
第 4	情報提供制度の施行状況	15
第 5	会議公開制度の施行状況	16
資料 1	平成 18 年度情報公開実施状況一覧表	17
資料 2	平成 18 年度個人情報保護実施状況一覧表	37
資料 3	平成 18 年度会議公開実施状況一覧表	43
資料 4	平成 18 年度情報公開・個人情報保護審査会答申	47

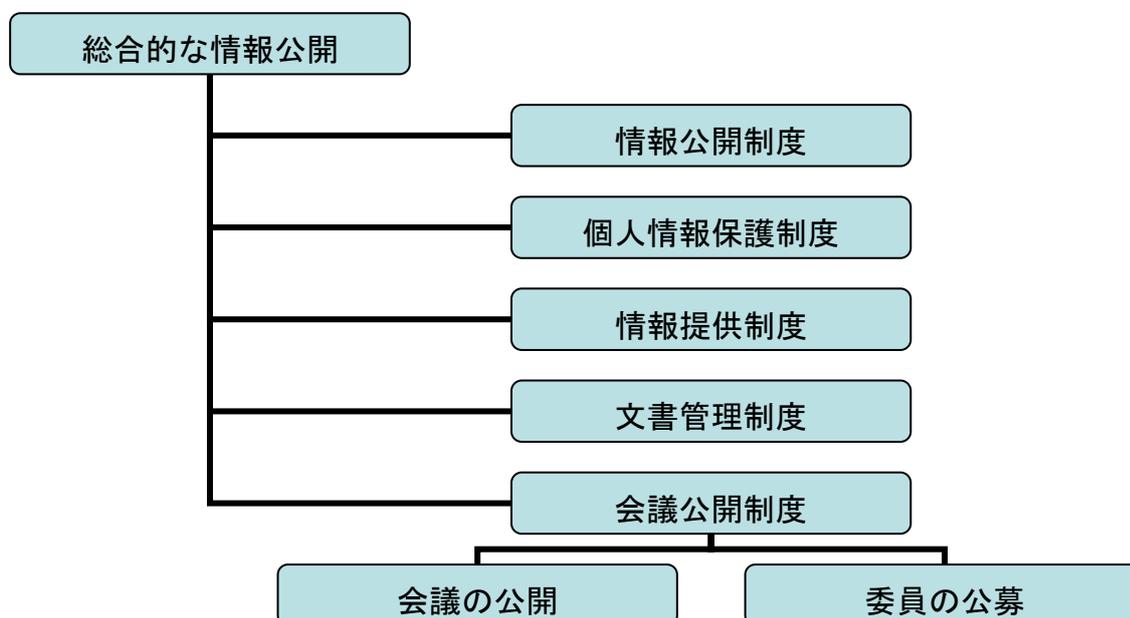
## 第1 制度のあらまし

本市では、春日井市情報公開条例に基づき、市民の行政への参画の促進と開かれた市政の実現をめざして、総合的な情報公開の推進に努めています。

総合的な情報公開の推進とは、公文書の開示を行うだけでなく、情報提供、会議公開等を整備充実することにより市が保有する情報の公開を総合的に進めていくもので、おおむね次の制度があげられます。

- (1) 情報公開制度 市民からの開示請求に応じて公文書の開示を行う制度
- (2) 個人情報保護制度 自分の情報を確認する権利や適正な個人情報の取扱いを定める制度
- (3) 情報提供制度 市政に関する情報を積極的に市民に提供する制度
- (4) 文書管理制度 文書管理システム等により適正な文書の管理を行う制度
- (5) 会議公開制度 会議の公開や公募による委員の選出を実施する制度

### 【総合的な情報公開のイメージ】



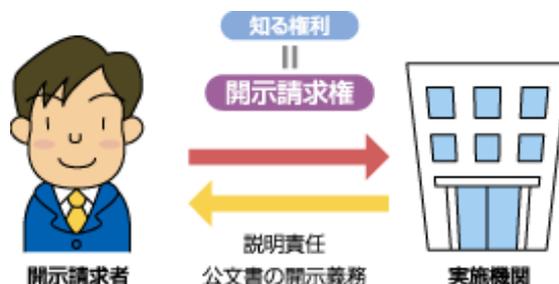
## 1 情報公開制度

本市では、春日井市情報公開条例を平成12年9月29日に公布し、平成13年4月1日から施行しています。

情報公開制度とは、市民等からの請求により、公文書を公開する制度です。

条例の概要は、次のとおりです。

### 【情報公開制度のイメージ】



#### (1) 目的

市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、総合的な情報公開を推進します。

また、市の行政運営の公開性の向上と公正の確保を図ることにより、行政活動を市民に説明する責任を果たし、市民の行政への参画の促進と開かれた市政の実現をめざしています。

#### (2) 実施機関

情報公開を実施する機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会です。

#### (3) 対象文書

対象となる公文書は、実施機関の職員が平成13年4月1日（施行日）以後に職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録で、職員が組織的に用いるものとして、保有しているものです。また、施行日前の公文書も申出があれば、応じていきます。

#### (4) 請求できる方

市内に在住、在勤又は在学の方、市内に事務所又は事業所がある法人その他の団体、市と具体的利害関係がある方や法人その他の団体の方が請求できます。また、上記以外の人からも申出があれば、応じていきます。

(5) 公文書の開示義務

公文書は原則公開ですが、条例第 7 条の各号に掲げる不開示情報に該当する次の場合には不開示となります。

法令秘情報 (1号)	法令や条例で不開示とされている情報
個人情報 (2号)	個人識別情報、個人の正当な権利利益を害するおそれがある情報
法人情報 (3号)	法人などの正当な利益を害するおそれがある情報など
公共安全情報 (4号)	犯罪の予防など公共の安全を害するおそれがある情報
国等協力関係情報 (5号)	犯罪の予防など公共の安全を害するおそれがある情報
審議検討情報 (6号)	審議検討等の情報で特定の者に利益を与えるおそれがあるものなど
事務事業情報 (7号)	事務・事業の情報で適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(6) 開示請求の手續

- ア 開示の決定等は、原則、請求があった日から起算して 15 日以内に行います。
- イ 公文書に第三者に関する情報が記載されているときは、この第三者に意見書を提出する機会を付与できます。

(7) 不服申立て

開示決定等に不満があるときは、実施機関に対して不服申立てをすることができます。実施機関は、第三者機関である情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して裁決又は決定を行います。

(8) その他

- ア 公文書の検索資料を作成し、情報公開の受付窓口に設置します。
- イ 市が一定の出資をしている法人等に対し、この条例の趣旨に基づき出資法人等が保有する情報を公開するよう協力を要請します。

## 2 個人情報保護制度

---

本市では、春日井市個人情報保護条例を平成14年9月30日に公布し、平成15年4月1日から施行しています。

個人情報保護制度とは、個人の人格尊重の理念に基づき、プライバシーを始めとする個人の権利利益の保護を図るため、自分の個人情報の内容を確認する権利や個人情報の適正な取扱いの基本原則などを定める制度です。

条例の概要は、次のとおりです。

### (1) 目的

#### ア 個人の権利・利益の保護

個人の人格尊重の理念に基づき、プライバシーを始めとする個人の権利・利益の保護を図ること。

#### イ 個人情報の適正な取扱いの確立

本人取得の原則、利用・提供の制限、安全確保など個人情報の適正な取扱いの基本原則を定めること。

#### ウ 自分の情報を確認する権利の保障

自分の個人情報の公開、訂正、利用の停止などを求めることができる権利を保障すること。

### (2) 個人情報の定義

個人に関する情報で、氏名、生年月日その他の記述などにより特定の個人を識別することができるものです。

(例) 氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日、職業、役職、収入、財産、口座情報、成績、健康状態、信教、趣味、意見や苦情内容、など

### (3) 個人情報の適正な取扱いの基本原則

#### ア 保有の制限

個人情報は、必要な場合に限り、利用目的を特定して取り扱います。

#### イ 適正で適法な方法による取得

個人情報は、適正で公正な手段で取得します。

#### ウ 本人取得の原則

個人情報は、原則として本人から取得します。

エ 利用目的の明示

個人情報の利用目的を明らかにします。

オ 思想・信条などに関する情報の取得の制限

思想、信条、信教に関する個人情報や社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は、原則として取得しません。

カ 正確性確保

市が持っている個人情報が事実と合致するよう努めます。

キ 安全確保

個人情報の漏えい、き損の防止など適正な管理をします。

ク 利用・提供の制限

個人情報の利用・提供は、一定の制限をします。

ケ 受領者に対する措置要求

個人情報を提供する場合は、利用制限や安全措置を求めます。

コ 高度情報通信ネットワークによる提供の制限

インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて個人情報を提供するときには、必要な保護措置をとります。

(4) 開示、訂正及び利用停止請求

ア 個人情報の本人開示

市が保有している個人情報について、本人開示の請求ができます。

なお、未成年者又は成年被後見人の法定代理人は本人に代わって、死者の遺族などは一定の死者に関する情報について開示請求することができます。

イ 個人情報の訂正等

開示を受けた自分の個人情報が事実でないときは、事実とその根拠を示して、その個人情報の訂正、追加、削除の請求をすることができます。

ウ 個人情報の利用停止等

開示を受けた自分の個人情報が適法に取り扱われていないことを理由として、利用の停止、消去、提供の停止の請求をすることができます。

(5) 罰則

ア 実施機関の職員等が、正当な理由なく、電子計算機処理に係る個人情報ファイルを提供した場合、処罰されます。

イ 実施機関の職員等が、保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した場合、処罰されます。

ウ 実施機関の職員がその職権を濫用し、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合、処罰されます。

エ 開示請求権の適正な行使を担保するため、偽りその他不正の手段により保有個人情報の開示を受けた者に対し、過料を科します。

#### (6) 民間事業者に対する規制

民間事業者の個人情報の取扱いについて苦情があったときは、市から民間事業者に対し、必要に応じて説明・資料の提出を求め、助言・勧告を行うことができます。

### 3 総合的な情報公開の推進のための関連制度

---

#### (1) 情報提供制度

春日井市情報提供の推進に関する指針を定め、市政に関する情報を積極的に市民に提供するように努めています。

指針では、市政運営の基本方針に関する事項、環境、福祉、健康、防災、教育その他市民生活に密接な関係がある事項など 13 項目について提供すべき事項を定めています。

市役所 2 階の情報コーナーでは、予算・決算書、統計資料、交際費、旅費、食糧費の一覧、審議会の議事録、計画書、報告書などの行政資料の閲覧をすることができます。

#### (2) 文書管理制度

文書管理制度は、情報公開制度の円滑な運用を図るため、車の両輪にあたる重要な制度です。本市では文書管理システムを導入するとともに、春日井市文書取扱規程に基づき、適正な文書の管理に努めています。

市民の方がどのような文書があるか明らかにするため、全てのファイル名と文書件名を記載した文書目録を一般の閲覧に供しています。

#### (3) 会議公開制度

春日井市附属機関等の設置等に関する要綱を定め、公募による委員の選出に努めるとともに、附属機関などの会議を原則公開とし、公正で透明性のある市政の推進を図ります。

公開の会議は、広報、ホームページで周知し、どなたでも傍聴いただけます。



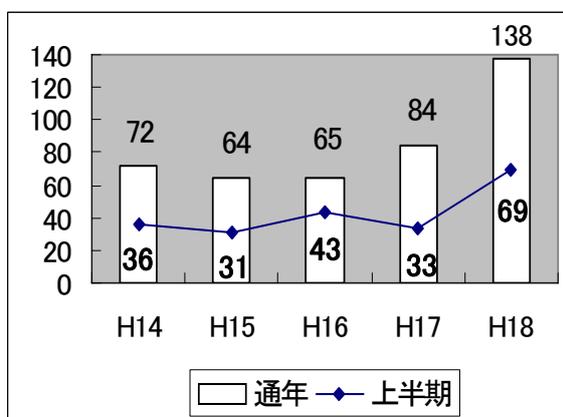
## 第2 情報公開制度の施行状況

### 1 開示請求件数

平成18年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の公文書の開示請求の件数は、138件（請求50件、申出88件）です。

平成14年～18年度の件数の推移は、図1のとおり平成16年～18年度と連続して増加傾向にあります。

図1 本市の請求件数の推移



### 2 国、地方公共団体

#### (1) 国、主な都府県

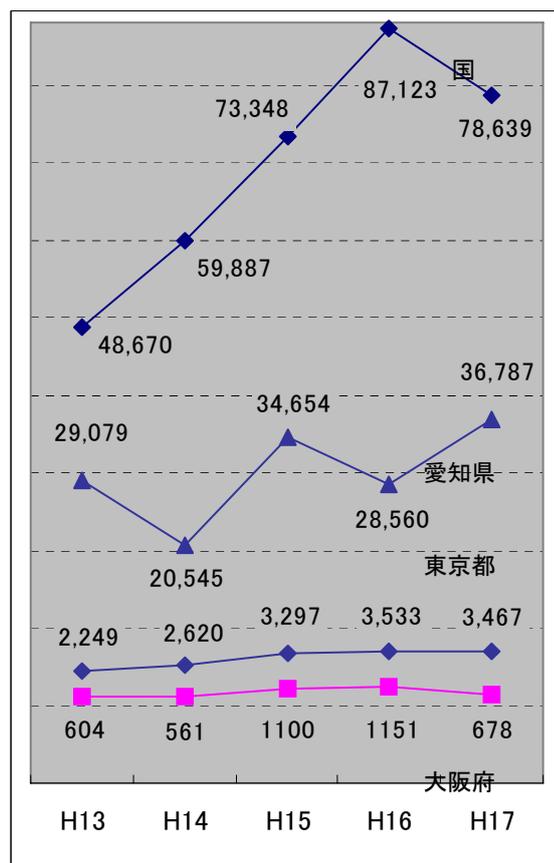
国と主な都府県における平成13年～17年度の開示請求の件数の推移は、図2のとおりです。

愛知県を除いて、請求件数は減少に転じています。

	H13	H14	H15	H16	H17
国	48,670	59,887	73,348	87,123	78,639
大阪府	604	561	1,100	1,151	678
愛知県	29,079	20,545	34,654	28,560	36,787
東京都	2,249	2,620	3,297	3,533	3,467

(備考) 平成18年度の状況は、まだ公表されていないため、平成17年度までの状況とした。

図2 国等の請求件数の推移



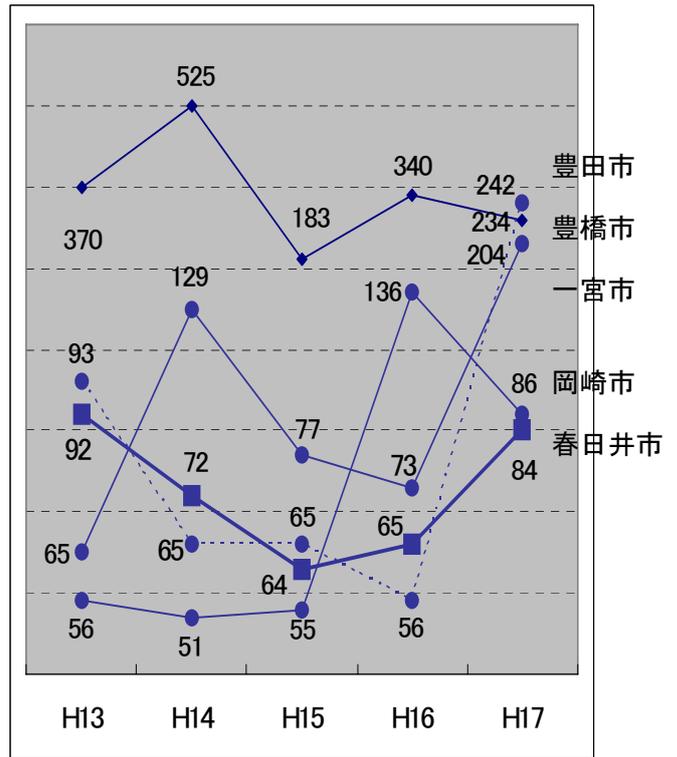
(2) 愛知県内の主な市

県内の主な市における平成13年～17年度の開示請求の件数の推移は、図3のとおりです。

	H13	H14	H15	H16	H17
豊橋市	370	525	183	340	234
一宮市	65	129	77	73	204
豊田市	93	65	65	56	242
春日井市	92	72	64	65	84
岡崎市	56	51	55	136	86

(備考) 平成18年度の状況は、まだ公表されていないため、平成17年度までの状況とした。

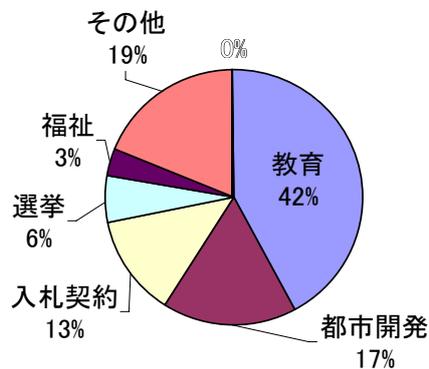
図3 県内市の請求件数の推移



3 開示請求の内容別件数

平成18年度の開示請求を内容別にみると、教育、都市開発、入札契約に関する請求が多くなっています。中でも、教育委員会会議録(※1)の開示請求(任意的開示申出(※2))が42件と突出しています。

図4 内容別割合



※1 情報公開条例施行日(平成13年4月1日)前の教育委員会会議録が請求対象

※2 任意的開示申出については2頁1(2)を参照

内容	件数
教育に関する事	58
都市開発に関する事	23
入札契約に関する事	18
選挙に関する事	8
福祉に関する事	5
環境に関する事	各4×4
訴訟に関する事	
農地転用に関する事	
人事に関する事	
福利厚生に関する事	3
広聴に関する事	2
財政に関する事	各1×1
政務調査に関する事	
病院に関する事	
その他	2
計	138

#### 4 開示請求の内容別件数の推移

平成 14 年～18 年度の請求内容の上位 3 をみると、教育、都市開発、入札契約などの分野が増加傾向にあります。

年度	1	2	3
H14	教育 (22 件、31%)	環境 (13 件、18%)	入札契約 (10 件、14%)
H15	入札契約 (18 件、28%)	教育 (14 件、22%)	都市開発 (9 件、14%)
H16	教育 (18 件、28%)	入札契約 (12 件、18%)	人事・都市開発 (6 件、9%)
H17	教育 (38 件、45%)	都市開発 (14 件、17%)	入札契約 (9 件、11%)
H18	教育 (58 件、42%)	都市開発 (23 件、17%)	入札契約 (18 件、13%)

#### 5 部局別請求件数の推移

平成 14 年～18 年度の部局別の上位 3 をみると、教育委員会及び建設部の件数が増加傾向にあります。

年度	1	2	3
H14	教育委員会 (35 件、49%)	環境部 (10 件、14%)	総務部・議会 (5 件、7%)
H15	教育委員会 (17 件、27%)	健康福祉部 (10 件、16%)	建設部 (9 件、14%)
H16	教育委員会 (25 件、38%)	建設部 (13 件、20%)	総務部 (8 件、12%)
H17	教育委員会 (39 件、46%)	建設部 (17 件、20%)	環境・健康福祉 (6 件、7%)
H18	教育委員会 (72 件、52%)	建設部 (26 件、19%)	総務部 (15 件、11%)

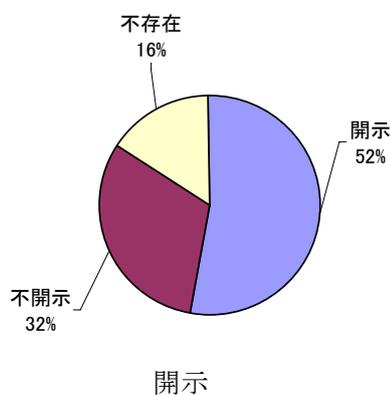
#### 6 開示決定等の件数

平成 18 年度の開示決定等の件数は、次のとおりです。

処理区分	件数
開示	76
(うち全部開示)	32
(うち一部開示)	44
不開示	46
不存在	23

※取下げ 9 件

図 5 公開率



$$\text{公開率} = \frac{\text{開示}}{\text{開示} + \text{不開示} + \text{不存在}} \times 100$$

## 7 開示決定等の件数の推移

平成14年～18年度の  
開示決定等の件数の  
推移は、右表のとおり  
です。

平成18年度は、主に  
教育委員会における不  
開示決定の件数が増加  
し、公開率が低下して

年度	請求 件数	処 理 状 況					公開率
		全部 開示	一部 開示	不開示	不存在	取下げ	
H14	72	39	30	3	3	8	92%
H15	64	25	30	3	7	4	85%
H16	65	16	39	3	5	8	87%
H17	84	12	47	26	3	2	67%
H18	138	32	44	46	23	9	52%

います。

(備考) 請求件数と決定件数が異なるのは、1つの請求で2種類の  
決定等があることによります。

## 8 部局別の処理状況

平成18年度における部局別の請求件数及び処理状況は、次のとおりです。

部局名	請求 件数	処 理 状 況					公開率
		全部 開示	一部 開示	不開示	不存在	取下げ	
教育委員会	72	7	10	45	11	4	23%
建設部	26	8	11		8	2	70%
総務部	15	11	6	1	3	1	81%
健康福祉部	6	1	4			1	100%
環境部	5	1	3			1	100%
市民経済部	4		4				100%
財政部	4	2	2				100%
市民病院	3		3		1		75%
市長室	2	1	1				100%
春日井市議会	1	1					100%
下水道部	0						
消防本部	0						
企画調整部	0						
水道部	0						
勝川地区総合整備室	0						
監査委員	0						
計	138	32	44	46	23	9	52%

(備考) 請求件数と決定件数が異なるのは、1つの請求で2種類の決定等があることによります。

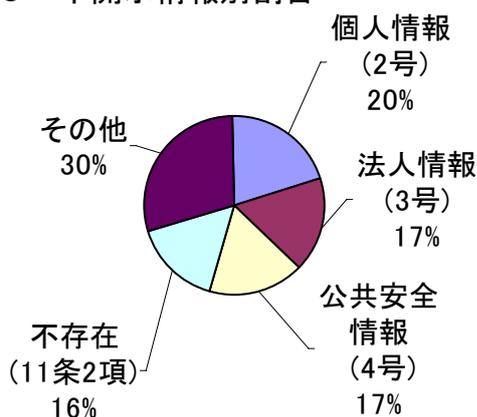
## 9 不開示情報の理由

不開示とした理由は、図6のとおりです。

2号の個人に関する情報が不開示情報の主なものとなっています。

不開示情報	件数
個人情報(2号)	31
法人情報(3号)	25
公共安全情報(4号)	25
不存在(11条2項)	24
その他	45
計	150

図6 不開示情報別割合



(備考) 号数は、春日井市情報公開条例第7条の各号を指しています。(3頁参照)

「その他」とは、教育委員会において、条例施行日前に作成又は取得した公文書に係る任意的開示申出を条例施行前の文書につき対象外として不開示としているものです。

## 10 不服申立て・審査会答申の状況

平成14年～18年度の不服申立て・審査会答申状況は、下表のとおりです。

不服申立ての件数は、平成14年～17年度で減少傾向にありましたが、平成18年度は教育委員会に対して1件の不服申立てがありました。

答申の詳細は、次のホームページをご覧ください。

<http://www.city.kasugai.aichi.jp/somu/somu/sinsakai/top.html>

年度	不服申立て件数	諮問された件数	諮問されなかった件数	処 理 状 況					未処理 審議中
				決 定				取下げ	
				棄却	認容	一部認容	その他		
H14	5	5	0	2	1	2	0	0	0
H15	2	2	0	1	1	0	0	0	0
H16	1	1	0	0	0	1	0	0	0
H17	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H18	1	1	0	0	0	0	0	0	1

### 第3 個人情報保護制度の施行状況

#### 1 開示等請求件数

平成18年度の個人情報の本人開示請求件数は22件、訂正請求件数は1件です。

平成15年～18年度の推移を見ると、平成16年度は一旦減少しましたが、17年度、18年度は連続して増加しています。

年度	開示	訂正	利用停止	合計
H15	14	1	0	15
H16	1	0	0	1
H17	6	1	0	7
H18	22	1	0	23

#### 2 開示決定等

平成15年～18年度の開示決定等の状況は、右表のとおりです。

(備考) 請求件数と決定件数が異なるのは、1つの請求で2種類の決定等があることによります。

年度	請求件数	処 理 状 況					
		全部開示	一部開示	不開示	不存在	不訂正	訂正却下
H15	15	9	4	1	1	0	1
H16	1	1	1	0	0	0	0
H17	7	2	2	1	3	1	0
H18	23	13	8	0	4	1	0

#### 3 不開示の理由

一部開示における不開示理由は、開示請求者以外の個人情報(3号)6件、法人情報(4号)4件、公共安全情報(5号)4件、事務事業情報(7号)1件です。

#### 4 不服申立て・審査会答申の状況

不服申立て及び審査会答申の状況は、下表のとおりです。

平成18年度は教育委員会に対する不服申立てが3件ありました。答申の詳細は、47頁以降及び次のホームページをご覧ください。

<http://www.city.kasugai.aichi.jp/somu/somu/sinsakai/top.html>

年度	不服申立て件数	諮問された件数	諮問されなかった件数	処 理 状 況					未処理 審議中
				決定				取下げ	
				棄却	認容	一部認容	その他		
H15	1	1	0	0	0	0	1	0	0
H16	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H17	1	1	0	0	1	0	0	0	0
H18	3	2	1	0	1	0	0	1	0

(備考) H15 その他欄は、審査会の諮問対象外の事案になります。

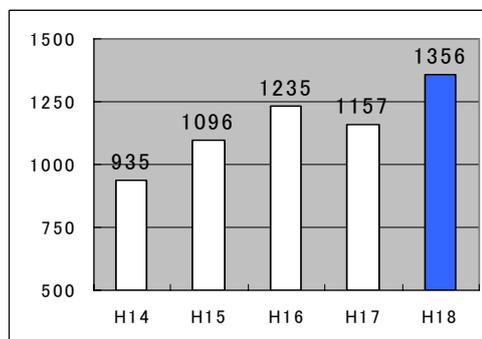
## 第4 情報提供制度の施行状況

### 1 行政資料の登録件数

市がとりまとめる統計書、報告書等の各種行政資料を市民の皆さんが閲覧できるよう2階情報コーナーに配置しています。

平成14年～18年度の行政資料の登録件数の推移は、図7のとおりです。

図7 行政資料の登録件数の推移



### 2 部局別の登録状況

平成18年度の部局別の登録状況は、右表のとおりです。

行政資料の一覧は、ホームページをご覧ください。

<http://www.city.kasugai.aichi.jp/somu/somu/koukai/johokoukai-4.html>

【部局別の登録状況】

部 局 名	件数
教育委員会	281
総務部	229
企画調整部	196
健康福祉部	186
市民経済部	126
建設部	91
環境部	89
市長室	59
勝川地区総合整備室	28
下水道部	21
消防本部	16
財政部	10
春日井市議会	9
市民病院	8
水道部	6
監査委員	1
計	1356

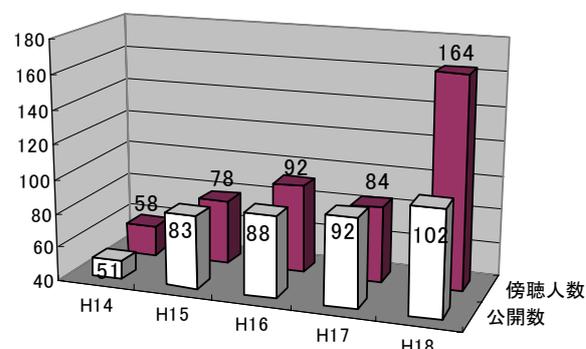
## 第5 会議公開制度の施行状況

### 1 会議公開の実施状況

平成14年～18年度に公開で行われた延べ会議数、傍聴人数の推移は、図9のとおりです。

会議の公開数は、年々増加の傾向にあります。また、平成18年度における傍聴人数は、前年度に比べ大幅に増加しています。

図8 公開数・傍聴人数の推移

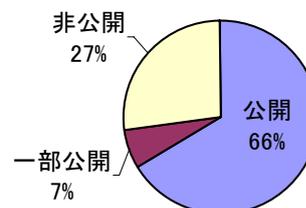


### 2 公開・非公開の決定状況

平成18年度における会議の公開・非公開の決定状況は、73の附属機関等のうち公開39、一部公開4、非公開16、未決定14です。

決定を行った会議のうち、公開率（一部公開を含む。）は、73%です。

図9 公開・非公開の決定状況



### 3 非公開の理由

非公開の主な理由は、個人情報扱うため（表彰審査委員会、障害程度区分判定審査会、介護認定審査会（合議体）、建築審査会等）、審議・検討等に関する情報のため（行政評価委員会、開発事業紛争調停委員会）、法令又は条例の規定により、会議が非公開とされているため（情報公開・個人情報保護審査会）等となっています。

資料 1 情報公開実施状況一覧表

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
1	4月3日	請求	健康福祉部 児童課	平成18年3月23日に児童課が28園保育園の複写機を更新(賃貸借レンタル)で執行された入札に係る仕様書、入札結果調書、落札者と締結の契約書	デジタル複写機仕様書、入札結果調書、賃貸借契約書(平成18年3月23日執行保育園28園分)	4月17日	一部開示	法人の社印及び代表者印の印影	条例第7条第3号及び第4号に該当	法人の内部情報保護及び犯罪予防のため。	
2	4月3日	請求	環境部 衛生プラント	環境部衛生プラント複写機(レンタル)に係る書類(見積仕様書の写し、見積りに関った参加者3社の各々見積書の写し、参加者3社のメーカー名、商品番号、契約者名の分かる書類)	複写機仕様書、見積書、賃貸借契約書	4月17日	一部開示	法人の社印、代表者印の印影、取引銀行名及びその支店名	条例第7条第3号及び第4号に該当	法人の取引上、金融上の内部情報であり、法人の正当な権利利益を害するおそれがあるため。犯罪予防のため。	
3	4月3日	請求	教育委員会 青年の家	青年の家平成18年3月23日複写機の更新(賃貸借レンタル)で入札執行された入札に係る仕様書、入札結果調書、落札業者と締結の契約書	複写機仕様書、入札執行調書及び賃貸借契約書	5月10日	一部開示	法人の代表者印の印影	条例第7条第3号及び第4号に該当	法人の内部情報及び犯罪予防のため。	期間延長
4	4月3日	申出	教育委員会 総務課	春日井市教育委員会会議録(1986年2月1日～1986年3月31日)	春日井市教育委員会会議録(1986年2月1日～1986年3月31日)	4月26日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長
5	4月3日	申出	教育委員会 総務課	春日井市教育委員会会議録(1961年10月1日～1961年11月30日)	春日井市教育委員会会議録(1961年10月1日～1961年11月30日)	4月26日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長
6	4月7日	請求	教育委員会 総務課	平成18年1月17日執行の入札(春日井市立味美小学校始め53校)賃貸借物件(リース)(落札業者○○、月額○円)の物件の母価、1台当たりの単価、母価に対する料率、賃貸借期間が分かる書類	平成18年1月17日執行の入札(賃貸借物件落札業者:○○、契約月額使用料:○円)に係る母価、1台当たりの単価、母価に対する料率	4月26日	不開示 (不存在)		条例第11条第2項に該当	当該事項についての情報を取得し、保有していないため。	期間延長
7	4月7日	申出	建設部 都市政策課	桃園地区住居表示台帳図(1/500)、桃園地区新旧対照表、桃園地区建物異動届出(昭和61年度～平成7年度 平成11年度～平成17年度)、浅山町地区住居表示台帳図(1/500)、浅山町地区新旧対照表、浅山町地区建物異動届出(昭和61年度～平成7年度 平成11年度～平成17年度)	住宅表示新旧対照表(浅山・桃園地区)、建物等異動届出一覧表(浅山・桃園地区)(昭和61年度～平成7年度・平成11年度～平成17年度)、住居表示台帳図(浅山・桃園地区)	4月21日	一部開示	氏名	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を認識することができるものが記録されているため。	
8	4月12日	請求	財政部 財政課	財団法人愛知県市町村振興協会新宝くじ交付金関係書類(平成17年度分)	財団法人愛知県市町村振興協会新宝くじ交付金関係書類(平成17年度分)	4月20日	全部開示				
9	4月13日	申出	市民病院 医事課	市民病院が作成した介護認定審査会に提出した医師意見書(任意の1件)	春日井市介護保険 主治医意見書(任意の1件)	4月26日	一部開示	申請者の氏名、生年月日、住所、被保険者番号及び連絡先	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。	
10	4月14日	請求	市長室 広報広聴課	住宅地域内における商業駐車場の設置基準の整備について(回答)に係る検討経過の全てが判明する文書	「陳情・要望」回答処理表、高座台地区からの要請に対する回答について(交通対策課)、「陳情・要望」回答表(市民安全課、環境政策課、(消防)予防課、都市政策課)	4月27日	全部開示				
11	4月14日	請求	環境部 環境政策課	「生活環境の保全に関する条例」(準備)が平成18年度市政方針に提起(明示)された経過(庁内検討の)についてに係る文書の全て	「平成18年度市政方針掲載事項調書の提出について」及び生活環境の保全に関する条例の制定に係る「平成18年度市政方針掲載事項調書」	4月27日	全部開示				

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
12	4月14日	申出	建設部 都市政策課	請求事項:住居表示番号新設届出書の請求について 「原則」 平成18年1月1日から平成18年3月31日までに春日井市住居表示に関する条例3条・同規則第4条の様式第2号「建物等移動届」(位置図共)を請求します。 建物の所在を特定する地図(位置図)がない場合は、当該建物の住居表示台帳を共に請求します。 代替請求案「1」 住居表示新設受付簿と当該建物の住居表示台帳でも「可」です。 代替請求案「2」 住居表示台帳に新設建物を記載した日付けがある場合は、当該住居表示台帳だけでも「可」です。 (可能であれば、電磁的記録での開示を希望します。)	建物等異動届出書(浅山・桃花源地区)(平成18年1月1日～平成18年3月31日)	4月26日	一部開示	氏名	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。	
13	4月24日	申出	建設部 建築指導課	平成18年3月1日から平成18年3月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の2面、3面。(可能であれば電磁的記録の交付を希望)	建築計画概要書の2面、3面(平成18年3月1日から31日分)	6月7日	全部開示				期間延長
14	4月28日	申出	建設部 建築指導課	①平成17年10月1日から平成18年3月31日までに工事が完了した、都市計画法に基づく開発行為における開発区域図、公図、土地利用計画図、求積図(区画が複数ある場合は、区画線の入っているもの)開発行為許可申請書、設計説明書 ②平成17年10月1日から平成18年3月31日までに指定された、建築基準法第42条第1項第5号・道路位置指定における、指定位置図、公図、平面図、求積図(区画が複数ある場合は、区画線の入っているもの) (可能であれば、電磁的記録の交付を希望)	開発行為許可申請書、設計説明書、南気噴95街区仮換地番号表一覧表、位置図、仮換地図、求積図、土地利用計画平面図(平成17年10月1日から平成18年3月31日までの工事完了分)	5月12日	一部開示	申請者の印影、従業員の氏名と印影(開発登録簿に記載されているものを除く)	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であり、特定の個人を識別できるものが記録されており、同号ただし書きアの法令若しくは条例の規定又は慣行として公にされている情報に該当しないため。	
					平成17年10月1日から平成18年3月31日までに指定された、建築基準法第42条第1項第5号・道路位置指定における、指定位置図、公図、平面図、求積図(区画が複数ある場合は、区画線の入っているもの)	5月12日	不開示(不存在)	条例第11条第2項に該当	開示申出に係る公文書を取得保有していないため。		
15	5月1日	請求	建設部 都市整備課	春日井市土地区画整理事業補助金交付規則施行細則第2項にかかげる助成金の額がわかる文書	春日井土地区画整理組合事業補助金交付規則施行細則にかかげる助成金についての以下の書類 1 文章の名称 ①組合等土地区画整理組合事業補助金交付申請書 ②組合等土地区画整理組合事業補助金交付決定通知書 ③組合等土地区画整理事業実績報告書 ④組合等土地区画整理事業補助金確定通知書 2 対象組合 ①南気噴土地区画整理組合 ②神領土地区画整理組合 ③堀ノ内土地区画整理組合 ④篠木四ツ谷土地区画整理組合 ⑤大留上土地区画整理組合 ⑥篠原土地区画整理組合 3 対象年度 それぞれ6組合の15年度、16年度、17年度	5月15日	一部開示	法人の印影	条例第7条第3号及び第4号に該当	法人の内部情報であり、公にすることにより、法人の正当な利益を害すると認められるため。公にすることにより犯罪の予防に支障を生ずるおそれがあるため。	

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
16	5月8日	請求	健康福祉部 健康推進課	介護予防事業に係る文書一式(企画書、計画書は除く)	介護予防事業に係る文書一式(企画書・計画書は除く)	5月26日	一部開示	講師及び施設職員の氏名(慣行により公とされている個人情報を除く)、教室参加者の氏名・住所・電話番号、法人の代表者印の印影	条例第7条第2号、第3号及び第4号に該当	個人の氏名が記録されており、特定の個人が識別される個人情報に該当するため。法人の内部情報であり、法人の正当な権利益を害する恐れがあるため及び犯罪予防のため。	期間延長
17	5月10日	請求	財政部 財政課	春日井市土地開発公社経営健全化計画	春日井市土地開発公社経営健全化計画	5月11日	全部開示				
18	5月11日	請求	教育委員会 学校教育課	2005年度、各関係組合から春日井市教育委員会(教育長)に対して提出された交渉要求関連文書及び同市教委の回答書(回答に関して作成された資料等含む)	交渉要求書、交渉確認書	6月23日	一部開示	組合員氏名、代表印影	条例第7条第2号、第3号及び第4号に該当	組合員氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。代表印影は、当該団体に関する情報であって、公にすることにより、当該団体の正当な利益を害するおそれがあるため。及び、犯罪予防のため。	期間延長
					市教委からの各関係組合への回答書(回答に関して作成された資料等含む)(平成17年度)	6月23日	不開示 (不存在)		条例第11条第2項に該当	同項括弧書きの「公文書を保有していないとき」に該当するため。	期間延長
19	5月11日	請求	教育委員会 学校教育課	2005年度(平成17年度)の小中学校の現職教育費・歳出予算整理簿	歳出予算整理簿の校内現職教育消耗品費(平成17年度)	6月23日	全部開示				期間延長
20	5月11日	請求	教育委員会 学校教育課	2005年度(平成17年度)愛日事務協の会議録(資料含む)	愛日事務協の会議の要項(平成17年度)、資料	6月23日	一部開示	愛日事務協の役員自宅住所・自宅電話番号、指導主事の自宅電話番号、携帯電話番号、生徒氏名・所属学校名	条例第7条第2号に該当	役員自宅住所・自宅電話番号、指導主事の自宅電話番号・携帯電話番号、生徒氏名・所属学校名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。	期間延長
					愛日事務協の会議録(平成17年度)	6月23日	不開示 (不存在)		条例第11条第2項に該当	愛日事務協の事務局は豊田市教育委員会であり、事務局が会議録の作成保管をしているため、同項括弧書きの「公文書を保有していないとき」に該当するため。	期間延長

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
21	5月11日	請求	教育委員会 学校教育課	春日井市教育研究所の活動実績を示すもの(報告書等)(2005年度)	春日井市教育研究所第2回企画運営委員会要項(平成17年度)	6月23日	全部開示				期間延長
22	5月11日	請求	教育委員会 学校教育課	各小中学校の教科評定、観点別評価の割合を示す文書(2005年度)、今日まで(2006年5月11日)に春日井市教育委員会が各小中学校にむけて出した教科の評定、評価に関する文書	評定分布一覧表(平成17年度)	6月23日	全部開示				期間延長
					今日まで(2006年5月11日)に春日井市教育委員会が各小中学校にむけて出した教科の評定、評価に関する文書	6月23日	不開示(不存在)	条例第11条第2項に該当	同項括弧書きの「公文書を保有していないとき」に該当するため。	期間延長	
23	5月11日	請求	教育委員会 学校教育課	2001年度～2005年度の春日井市立小中学校における退職校長、教頭の再就職先が分かる文書、2001年度～2005年度の春日井市立小中学校における教員の退職者数とその再就職先(再任用を含む)が分かる文書			取下げ				
24	5月11日	申出	教育委員会 総務課	春日井市教育委員会会議録(1986年1月1日～1986年1月31日)	春日井市教育委員会会議録(1986年1月1日～1986年1月31日)	6月1日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長
25	5月11日	申出	教育委員会 総務課	春日井市教育委員会会議録(1961年12月1日～1961年12月31日)	春日井市教育委員会会議録(1961年12月1日～1961年12月31日)	6月1日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長
26	5月25日	請求	総務部 総務課 (選挙管理委員会)	4月13日の市選管委員会議事録及び事務局提出資料、4月13日以降の県選管に「選挙執行届」を提出して以降の「県への問い合わせ」の内容及びその回答等の時系列的な記録、5月22日の臨時選管の議事録及び事務局の提出資料、今回の定数訂正の根拠となった法第113条第3項並びにこれに関連する総務省(自治省)通達(判例集等含)等の内容	4月13日開催の選挙管理委員会議事録及び事務局提出資料、5月22日開催の選挙管理委員会議事録及び事務局提出資料、公職選挙法第113条第3項の条文、便乗選挙を行う場合における議員定数(昭和37年8月24日岡山県選管あて電話回答)実例	6月7日	全部開示				
					4月13日以降の県選管に「選挙執行届出」を提出して以降の「県への問い合わせ」の内容及びその回答等の時系列的な記録	6月7日	不開示(不存在)	条例第11条第2項に該当	愛知県選挙管理委員会への問い合わせの内容については、電話でのやりとりで公文書が作成されておらず、条例第11条第2項の開示請求に係る公文書を保有していないときに該当するため。		
27	5月26日	請求	総務部 市民安全課	〇〇関係の議員からの口利き、手紙、働きかけがわかるもの、〇〇に対して出した感謝状(写し)と感謝状した経緯がわかるもの	寄附採納願について(伺)	6月6日	一部開示	従業員の氏名、肩書き、顔写真、携帯電話番号	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。	
					〇〇関係の議員からの口利き、手紙、働きかけが分かるもの	6月6日	不開示(不存在)	条例第11条第2項に該当	開示請求に係る公文書を取得、保有していないため。		

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
28	5月29日	請求	総務部 総務課 (選挙管理委員会)	平成18年5月28日執行の市長選・市議補選に関して開催されたすべての選挙管理委員会の議事録(会議録)及び資料(相当するもの)、上記選挙に関して春日井市選挙管理委員会が愛知県選挙管理委員会に問い合わせた内容及び回答について記録されたもの	平成18年5月28日執行の市長選挙及び市議会議員補欠選挙に関して春日井市選挙管理委員会が愛知県選挙管理委員会に問い合わせた内容及び回答について記録されたもの	6月6日	不開示 (不存在)		条例第11条第2項に該当	愛知県選挙管理委員会への問い合わせの内容については、電話でのやりとりで公文書が作成されておらず、条例第11条第2項の開示請求に係る公文書を保有していないときに該当するため。	
					5月20日開催の選挙管理委員会事務局提出資料、5月25日開催の選挙管理委員会事務局提出資料	6月6日	一部開示	1 5月20日開催の選挙管理委員会事務局提出資料中、在外選挙人名簿登録者一覧表の住所・本籍地、氏名及び生年月日、投票所投票立会人一覧表の生年月日及び所属党派等、期日前投票所投票立会人一覧表の生年月日及び所属党派等 2 5月25日開催の選挙管理委員会事務局提出資料中、選挙立会人名簿の住所及び生年月日、投票所投票立会人一覧表の住所、生年月日及び所属党派等	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。また、開示しないこととした部分については、公表の事実もなく同号ただし書アの慣行として公にされている情報に該当しないため。	
					4月13日、4月25日、5月20日、5月21日、5月22日、5月25日、5月28日開催の選挙管理委員会議事録、4月13日、4月25日、5月21日、5月22日、5月28日開催の選挙管理委員会事務局提出資料	6月6日	全部開示				
29	5月30日	請求	総務部 総務課 (選挙管理委員会)	5月28日の市議補選の被選挙数が誤りだとわかってから、選挙を続行することを決定するまでの選挙管理委員会の会議の議事録	5月22日開催の選挙管理委員会議事録	6月7日	全部開示				
30	6月1日	請求	教育委員会 総務課	春日井市小中学校53校の一体型自動印刷機賃貸借(レンタル)で設置の各学校名、台数、各機器の月額、契約始月日、満了月日、メーカー名、品番、納入業者名	全自動印刷機導入状況一覧	6月28日	全部開示			期間延長	
31	6月2日	申出	教育委員会 総務課	春日井市教育委員会会議録 (1985年10月1日～1985年12月31日)	春日井市教育委員会会議録 (1985年10月1日～1985年12月31日)	6月28日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長
32	6月2日	申出	教育委員会 総務課	春日井市教育委員会会議録 (1962年1月1日～1962年2月28日)	春日井市教育委員会会議録 (1962年1月1日～1962年2月28日)	6月28日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
33	6月5日	申出	建設部 建築指導課	平成18年4月1日から平成18年5月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の2面、3面(可能であれば電磁的記録の交付を希望)	建築計画概要書の2面、3面(平成18年4月1日から平成18年5月31日までに確認がおりた分のうち春日井市の分)	7月19日	全部開示				期間延長
					建築計画概要書の2面、3面(平成18年4月1日から平成18年5月31日までに確認がおりた分のうち民間機関がおろした分)	8月18日	全部開示			期間延長	
34	6月9日	請求	教育委員会 総務課	春日井市小中学校設置の自動印刷機に使用している消耗品マスター(何版取り)、インク(CC入り)、マスターはA3、B4仕様の個々の単価、インク容量別の単価、メーカー別の品名、品番、納入業者名(平成17年度に購入した上記消耗品について)	春日井市小中学校に設置している全自動印刷機の消耗品(マスター及びインク)購入に係る請求書(マスター及びインクの単価、インクの容量、納入業者の分かるものの抜粋)	7月21日	一部開示	法人の印影、振込先口座情報	条例第7条第3号及び第4号に該当	法人の取引上、金融上の内部情報であり、法人の正当な利益を害するおそれがあるため、及び犯罪予防のため。	期間延長
35	6月12日	請求	教育委員会 総務課	春日井市小中学校53校の一体型自動印刷機の消耗品(平成17年4月1日～平成18年3月31日1年間のマスター紙、インク)個々の年間購入額及び53校の合計年間購入額の明細書			取下げ				
36	6月15日	申出	総務部 総務課 (選挙管理委員会)	平成18年5月22日開催の選挙管理委員会議事録及び資料、平成18年5月28日執行した市議会議員補欠選挙に係る異議申立書(任意4件)	平成18年5月22日開催の選挙管理委員会議事録及び資料	6月26日	全部開示				
					平成18年5月28日執行した市議会議員補欠選挙に係る異議申立書(任意4件)	6月26日	一部開示	異議申出人の年齢及び印影	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であり、同号ただし書アの公表の事実及び予定もないものであるため。	
37	6月19日	請求	総務部 総務課 (選挙管理委員会)	市議補選に関し市長に提出した文書(6月8日付)	春日井市議会議員補欠選挙に関し春日井市長に提出した報告書	6月29日	全部開示				
38	6月27日	請求	総務部 総務課 (選挙管理委員会)	平成18年6月26日開催の選挙管理委員会の議事録	平成18年度第12回春日井市選挙管理委員会議事録	7月6日	全部開示				
39	6月30日	申出	建設部 都市政策課	春日井神領土地区画整理事業による仮清算に係る審査請求に関する文書一式			取下げ				
40	7月3日	申出	総務部 人事課	春日井市議補選に係る懲戒処分書、理由説明書、懲戒審査委員会に提出された文書、及び議事録	春日井市議補選に伴う懲戒処分書、懲戒処分説明書、懲戒審査委員会に提出された文書及び議事録	7月14日	一部開示	処分を受けた職員の氏名、生年月日、採用年月日、年齢、給料、在職履歴、その他の個人の氏名等	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。なお、これらの情報は同号ただし書アの慣行として公にされている情報に該当しない。また、同号ただし書ウの職務の遂行に関する情報に該当しないため。	
41	7月12日	申出	建設部 建築指導課	平成18年4月1日から平成18年6月30日までに工事が完了した都市計画法に基づく開発行為における開発許可申請書・設計説明書・開発区域図・公図・土地利用計画(給排水計画図・造成計画平面図などでも可)求積図(可能であれば電磁的記録の開示を希望する)	開発行為許可申請書、設計説明書、現況図、公図、開発行為変更届書、土地利用計画平面図、確定図(境界(1)～(3)、道路境界、公園、消防用地、河川用地、塵置場、集会場)(平成18年4月1日から平成18年6月30日までの工事了分)	7月26日	一部開示	法人の代表者の印影	条例第7条第3号及び第4号に該当	法人の内部情報保護及び犯罪予防のため。	
42	7月12日	申出	建設部 建築指導課	平成18年4月1日から平成18年6月30日までに建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定の申請書、公図、付近見取図、計画平面図、求積図等(可能であれば電磁的記録の開示を希望する)	平成18年4月1日から平成18年6月30日までに建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定の申請書、公図、付近見取図、計画平面図、求積図等	7月26日	不開示(不存在)		条例第11条第2項に該当	開示申出に係る公文書を取得保有していないため。	

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
43	7月18日	申出	建設部 都市政策課	請求事項:住居表示番号新設届出書の請求について 「原則」 平成18年4月1日から平成18年6月30日までに春日井市住居表示に関する条例3条・同規則第4条の様式第2号「建物等移動届」(位置図共)を請求します。(建物の所在を特定する地図(位置図)がない場合は、当該建物の住居表示台帳を共に請求します。) 代替請求案「1」 住居表示新設受付簿と当該建物の住居表示台帳でも「可」 代替請求案「2」 住居表示台帳に新設建物を記載した日付けがある場合は、当該住居表示台帳だけでも「可」 (可能であれば、電磁的記録での開示を希望します。)	建物等異動届出書(浅山・桃花源地区)(平成18年4月1日～平成18年6月30日)	7月31日	一部開示	氏名	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。	
44	7月20日	申出	市民病院 管理課	平成7年から現在まで行われた磁気共鳴診断装置(いわゆるMRI)、X線コンピュータ断層X線撮影装置(いわゆるCTスキャン)、医療用ガス(医療用酸素、医療用亜酸化窒素)、医療用X線フィルム及びダイアライザーの入札に係る公示日、予定価格、入札説明書、仕様書、入札参加業者、入札参加業者の全入札価格、落札業者、落札価格及び契約日が分かる文書等	平成7年度～平成12年度の医療用ガス・医療用X線フィルム・ダイアライザーの施行伺・見積書提出通知・単価契約決裁・単価契約書	8月3日	不開示 (不存在)		条例第11条第2項に該当	本件公文書は、春日井市文書取扱規程に定める保存期間(5年)を経過しており、すでに廃棄されているため。	
					平成10年度の医療器械(放射線部門その1・2)の施行伺(仕様書)・入札参加通知・入札関連文書・物品購入契約書、平成13年度～平成18年度の医療用ガス・医療用X線フィルム・ダイアライザーの施行伺・見積書提出通知・単価契約決裁・単価契約書	8月3日	一部開示	法人の社印・代表者印の印影	条例第7条第3号及び第4号に該当	法人の内部情報及び犯罪予防のため。	
45	7月25日	請求	市民病院 医事課	春日井市民病院(平成17年2月7日医務局用消耗品、平成17年5月24日X-Pフィルム保管消耗品、平成18年6月29日インアクティブホルダー購入、平成18年7月13日アクティブカルテファイル購入)入札に係る仕様書、メーカー名、品名品番、数量、単価、金額の分かる契約書	春日井市民病院平成17年2月7日医務局用消耗品、平成17年5月24日X-Pフィルム保管消耗品、平成18年6月29日インアクティブホルダー購入、平成18年7月13日アクティブカルテファイル購入に係る仕様書および契約書	8月8日	一部開示	法人の印影	条例第7条第3号及び第4号に該当	内部管理情報及び犯罪予防のため。	
46	7月31日	申出	総務部 総務課	平成〇年〇月〇日判決市道負担不存在確認請求事件及び平成〇年〇月〇日判決市道負担不存在確認請求控訴事件の判決文	平成〇年(〇〇)第〇号市道負担不存在確認請求事件の判決書(分筆経過図(一)、分筆経過図(二)、分筆経過図(三)及び道路位置特定図を除く。)	8月14日	一部開示	証人及び清算人の氏名	条例第7条第2号に該当	個人の氏名が記録されており、特定の個人が識別される個人情報に該当するため。	
					平成〇年(〇〇)第〇号市道負担不存在確認請求控訴事件の判決書	8月14日	全部開示				
47	7月31日	請求	市長室 広報広聴課	「〇〇」の開店に伴う要望書(7月10日付)に関する書類一式	「陳情・要望」回答処理表、「陳情・要望」回答表(交通対策課、青少年女性課、ごみ減量推進課、環境政策課、都市政策課、建築指導課)	8月16日	一部開示	個人の住所、電話番号、職業、町内会長の印影	条例第7条第2号、第3号及び第4号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。法人その他の団体の内部情報及び犯罪予防のため。	期間延長

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
48	8月8日	申出	健康福祉部 児童課	障害児保育計画に係る文書一式(障害児保育計画、指導相談記録、発達検査、就学相談記録、個票、小学校訪問記録)自閉症と診断された人の分一件	17年度保育の記録、指導計画、保育日誌、障害児(者)地域療育等支援事業報告書、児童状況調査票(自閉症と診断された者に係る任意の1件)	8月22日	一部開示	個人の氏名、住所、生年月日、保育園名、入所年月日、保育士の氏名、印影等特定の個人を識別することができる部分及び病歴等個人の権利利益を害するおそれがある部分	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。又は、個人の権利利益を害するおそれがあるため。	
49	8月8日	申出	教育委員会 学校教育課	個別教育計画に係る文書(保育園から入手した個人票、障害児保育計画、教育委員会が作成した個票、初期アセスメント票、個別教育計画、保育士との相談記録)自閉症と診断された人の分、通常学級で1人、特殊学級で1人			取下げ				
50	8月8日	申出	健康福祉部 福祉課	障害程度区分認定審査に提出された資料及びその結果が記載されている文書(自閉症と診断された人の分のみ)	市町村審査会資料、認定調査票、医師意見書及び議事録	9月4日	全部開示				期間延長
51	8月16日	申出	教育委員会 総務課	1998年4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1998年4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	9月25日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長
52	8月21日	請求	環境部 環境政策課	学習等供用施設管理業務計画、平成17年度学習等供用施設事業報告書	学習等供用施設管理業務計画、平成17年度学習等供用施設事業報告書	9月11日	一部開示	区長の住所、電話番号、FAX番号、印影、個人の氏名、印影	条例第7条第2号、第3号及び第4号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できること、法人その他の団体の内部情報及び犯罪防止のため。	期間延長
53	8月22日	請求	市民経済部 農政課 (農業委員会)	別紙、住宅地図の写しの部分の農地転用の許可申請について(○○○○)	農地法第5条の規定による許可申請書	9月1日	一部開示	個人の印影、個人の職業、個人の氏名(譲渡人・申請代理人・区長・現場責任者を除く)、個人の住所(譲渡人を除く)、年齢、申請人・個人との関係、権利の種類、権利の設定・移転の別、総事業費、借入金、個人の銀行口座情報、個人の電話番号、建築物の平面図	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため及び公にすることにより個人の正当な利益を害するおそれがあるため。	
								法人の印影	条例第7条第3号及び第4号に該当	法人等の内部管理情報であり、公にすることにより、犯罪の予防に支障を生ずるおそれがあるため。	

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
54	8月29日	申出	教育委員会 総務課	1970年4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1970年4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	9月25日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長
55	8月29日	申出	総務部 総務課 (選挙管理委員会)	平成18年5月28日執行の春日井市議会議員補欠選挙の審査申立てに係る弁明書及び添付資料	平成18年5月28日執行の春日井市議会議員補欠選挙の審査申立てに係る弁明書及び添付資料	9月6日	全部開示				
56	8月29日	申出	総務部 総務課	春日井市民病院医療過誤訴訟に関する文書のうち、診療録分のみ(任意の1件)	春日井市民病院医療過誤訴訟に関する文書のうちの診療録(任意の1件)	9月12日	不開示		条例第7条第2号に該当	訴訟に関する文書のうちの診療録は、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる。なお、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため。	
57	8月30日	申出	建設部 道路課	春日井市(請求日現在には、春日井市となっている自治体も含む)が平成12年度から平成16年度までに国有財産特別措置法第5条第1項第5号の規定に基づく国有財産譲与申請のために契約した法定外公共物譲与申請に伴う特定作業業務委託契約により取得した成果品(電磁的記録に限る)の内、1国有財産特定図面、2国有財産特定図面位置配置図、3国有財産一覧表(但し、道路法第90条第2項及び下水道法第36条の財産を含む)	春日井市法定・法定外公共物譲与申請書作成業務委託に係る国有財産特定図面、国有財産特定図面位置図、国有財産一覧表、の電磁的記録	9月11日	不開示 (不存在)		条例第11条第2項に該当	開示申出に係る公文書については、電磁的記録としては取得・保有していないため。	
58	9月5日	請求	総務部 総務課 (選挙管理委員会)	平成18年5月28日執行春日井市議会議員補欠選挙の異議申出に関する一切の文書	議員と長の党派別人員報告書、春日井市長の退職申出について(通知)、春日井市選挙管理委員会告示第12～15号、選挙執行届出書、市長選挙及び市議会議員補欠選挙に係る速報について、春日井市議会議員の辞職願について(通知)(平成18年5月12日)、春日井市議会議員の辞職願について(通知)(平成18年5月17日)、選挙情報(平成18年5月19日)、春日井市選挙管理委員会告示第18～32号、選挙長告示第1～3号、選挙情報(平成18年5月21日)、報告書、異議申出争点一覧、弁明書、選挙の適正な管理・執行について(通知)	9月6日	全部開示				
59	9月6日	申出	教育委員会 総務課	1968年4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1968年4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	9月25日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長
60	9月8日	請求	教育委員会 学校教育課	2005年度、各中学校3年生の定期テスト問題用紙(数学のみ)	平成17年度、各中学校3年生の数学の定期テスト問題用紙	9月22日	一部開示	テスト問題用紙の図形の部分(一部)	条例第11条第2項に該当	開示請求に係る公文書の一部が欠落していたため。	

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
61	9月8日	請求	教育委員会 学校教育課	2006年9月5日新聞報道された損害賠償請求事件に関する文書すべて	非違行為報告書、教育委員会における損害賠償請求事件について(伺)、答弁書の提出について、準備書面、陳述書、教育委員会における損害賠償請求事件の示談について(伺)、教育委員会における損害賠償請求事件の示談について(報告)、教育委員会における損害賠償請求事件の示談について(報告)	9月22日	一部開示	所属学校名、学校長名、学校長職印、氏名、生年月日、年齢、採用年月日、勤務年数、現所属発令年月日、クラス名、住所、行事名、行事の日にち、行事のキャッチフレーズ、実行委員名、クラブ名、事件番号、口座情報、名義人名、印影、電話番号、その他個人を特定できる部分、意見等を述べている部分	条例第7条第2号、第3号及び第4号に該当	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものが記録されているため、又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。印影のうち、弁護士職印については業務上の内部管理情報であり、公にすることにより、正当な利益を害するおそれがあるため。及び、犯罪予防のため。	
62	9月12日	申出	教育委員会 総務課	1971年4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1971年4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	9月25日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	
63	9月19日	申出	教育委員会 総務課	1967年4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1967年4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	10月31日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長
64	9月19日	申出	建設部 都市整備課	平成12年4月1日から平成18年7月31日までに確定した(公告された)、土地区画整理法第86条、第87条の換地計画に於ける換地計画認可時の換地計画図及び位置図(換地確定図があればその確定図)	春日井前高特定土地区画整理組合確定図(平成12年6月9日87条認可)	9月29日	全部開示				
65	9月25日	申出	教育委員会 総務課	2001年3月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	2001年3月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	10月31日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長
66	9月20日	申出	建設部 道路課	春日井市(請求日現在には、春日井市となっている自治体も含む)が平成12年度から平成16年度までに国有財産特別措置法第5条第1項第5号の規定に基づく国有財産譲与申請のために契約した法定外公共物譲与申請に伴う特定作業業務委託契約の仕様書	春日井市法定・法定外公共物譲与申請書作成業務委託特記仕様書(平成14年度分)	10月2日	全部開示				
67	9月27日	申出	教育委員会 総務課	1972年4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1972年4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	10月31日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長
68	9月29日	申出	教育委員会 総務課	1956年～1966年の各年4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1956年～1966年の各年4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	10月31日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長
69	9月29日	請求	建設部 都市政策課	春日井市公正入札調査委員会に中学校15校の全自動印刷機の入札(9月29日執行)について匿名で調査を提言した件について委員会の審議結果報告書	春日井市公正入札委員会審議結果報告書及び会議資料	10月12日	一部開示	法人の印影	条例第7条第3号及び第4号に該当	法人の内部情報保護及び犯罪予防のため。	

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
70	10月5日	請求	教育委員会 学校教育課	平成14年度中央台小学校運動会関係の事故報告書	平成14年度中央台小学校運動会関係の事故報告書	11月9日	不開示 (不存在)		条例第11条第2項に該当	事故報告書は、死亡その他重大な事故の場合に作成し、教育委員会に報告することになっている。今回はそれに該当しないので、作成されておらず、同項括弧書きの「公文書を保有していないとき」に該当するため。	期間延長
71	10月5日	申出	教育委員会 学校教育課	平成13年度から17年度における教職員の懲戒処分に関する全ての文書	非遵行為に関する速報、非遵行為について(報告)、教員の処分について(内申)、教員の処分について(回答)	11月9日	一部開示	FAX番号、所属学校名、学校長名、学校長職印、氏名、生年月日、年齢、採用年月日、勤務年数、現所属発令年月日、学年、クラス名、児童生徒氏名、印影、その他個人を特定できる部分	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため、又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。	期間延長
72	10月6日	申出	建設部 都市政策課	平成18年7月1日から平成18年9月30日までに届出のあった春日井市住居表示に関する条例3条同規則第4条の様式第2号「建物等移動届」(位置図共)※1を請求します。 ※1移動届に住居番号と地番が明記されている場合→位置配置図は不要です。 住居番号のみの場合→建物の所在を特定する地図(位置配置図)又は当該建物の住居表示台帳を共に請求します。 代替案「1」 受付簿等 新築物の住居番号と地番が明記されている資料(住居番号のみの場合→当該建物の住居表示台帳も共に請求します。) 代替案「2」 住居表示台帳に新設建物を記載した日付がある場合は、当該建物の住居表示台帳だけでも「可」です。	建物等異動届出書(浅山・桃園地区) (平成18年7月1日～平成18年9月30日)	10月20日	不開示 (不存在)		条例第11条第2項に該当	開示申出に係る公文書の届出がなく、保有していない為	
73	10月10日	申出	教育委員会 総務課	1952年度・1953年度開催の(定例・臨時)教育委員会会議録、1954年～1955年・1973年～1979年の各年4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上11件	1952年度・1953年度開催の(定例・臨時)教育委員会会議録、1954年～1955年・1973年～1979年の各年4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上11件	10月31日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長
74	10月10日	申出	教育委員会 総務課	1980年～1991年の各年4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上12件	1980年～1991年の各年4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上12件	10月31日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長
75	10月17日	申出	教育委員会 総務課	1982年～1991年の各年5月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録、1992年～2000年の各年4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上19件	1982年～1991年の各年5月・1992年～2000年の各年4月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上19件	11月24日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
76	10月18日	申出	建設部 建築指導課	平成18年7月1日から平成18年9月30日までに指定された建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定における、公図・位置図・平面図・求積図(区画が複数ある場合は、区画線の入っているもの。)変更・廃止も含む。(個人情報を除く。可能であれば、電磁記録の交付を希望。)	平成18年7月1日から平成18年9月30日までに建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定の申請書、公図、付近見取図、計画平面図、求積図等。	11月1日	不開示 (不存在)		条例第11条第2項に該当	開示申出に係る公文書を取得保有していないため。	
77	10月18日	申出	建設部 建築指導課	平成18年7月1日から平成18年9月30日までに工事が完了した物件の中の非自己用の分譲宅地・建売住宅・共同住宅を対象とする、都市計画法に基づく開発行為における開発行為許可申請書・設計説明書・位置図・公図・給排水計画図・求積図(区画が複数ある場合は、区画線の入っているもの。)変更を含む。『個人情報(個人名・印影など)を除く。可能であれば、電磁記録の交付を希望。』	開発行為許可申請書、設計説明書、位置図、公図、土地利用計画平面図、給排水計画図、求積図、開発行為変更届出書(平成18年7月1日から平成18年9月30日までの工事完了分)	11月1日	一部開示	法人の代表者の印影、従業員等の氏名・電話番号等	条例第7条第2号、第3号及び第4号に該当	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものが記録されていること、並びに法人の内部情報保護及び犯罪予防のため。	
78	10月30日	申出	建設部 建築指導課	平成18年6月1日から平成18年9月30日までに確認のおりた「建築計画概要書」の2面、3面。(可能であれば電磁的記録の交付を希望)	建築計画概要書の2面、3面(平成18年6月1日から平成18年9月30日までに確認が降りた分)	12月8日	全部開示				期間延長
79	11月2日	請求	建設部 公園緑地課	平成16年4月4日に○○(請求者の母)が、故○○(請求者の父)名義の潮見坂平和公園墓所(第○墓所○○○○)を春日井市に返還し、返還金を受けた事に関する一切の事実関係(やりとりを記録したものを含む)を確認できるもの及びその後のこの墓所の返還の取消しに向けての手続きなど、現在までの経過がわかるもの。			取下げ				
80	11月14日	申出	教育委員会 総務課	1951年5月・1965年～1983年の各年5月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録以上18件	1965年～1983年の各年5月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録以上18件	12月19日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長
				1951年5月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1951年5月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録		不開示 (不存在)		条例第11条第2項に該当	春日井市教育委員会は昭和27年11月1日に設置されていることから、本件開示申出に係る公文書は存在しないため。	
81	11月20日	申出	健康福祉部 生活医療課	平成18年11月6日付で照会のあった「障害者医療に係る調査(自閉症状態)について」の県に対する回答文書、障害者医療受給申請書(自閉症状態の人で、70才以上に該当する3人の分)			取下げ				
82	12月13日	請求	議会事務局 議事課	平成18年4月～11月政務調査費申出書及びそれに係る復命書	平成18年4月～11月の政務調査費申出書及びそれに係る復命書	12月19日	全部開示				

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
83	12月20日	申出	建設部 都市政策課	建築物の新築届の請求について 「原則」 平成18年10月1日から平成18年11月30日までに届出のあった春日井市住居表示に関する条例3条同規則第4条の様式第2号「建物等移動届」(位置図共)※1を請求します。 ※1移動届に住居番号と地番が明記されている場合→位置配置図は不要です。 住居番号のみの場合→建物の所在を特定する地図(位置配置図)又は当該建物の住居表示台帳を請求します。 代替案「1」 受付簿等 新築物の住居番号と地番が明記されている資料 (住居番号のみの場合→当該建物の住居表示台帳も共に請求します。) 代替案「2」 住居表示台帳に新設建物を記載した日付がある場合は、当該建物の住居表示台帳だけでも「可」。	建物等異動届出書(浅山・桃花源地区) (平成18年10月1日～平成18年11月30日)	12月26日	一部開示	氏名	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。	
84	12月22日	申出	教育委員会 総務課	1970年から1999年までの各年1月1日～3月31日に開かれた春日井市教育委員会の会議録	1970年から1999年までの各年1月1日～3月31日に開かれた春日井市教育委員会の会議録	2月1日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長
85	12月27日	請求	財政部 市民税課	確定申告にかかる短期レンタルの複写機の仕様書・参加業者の各々の見積明細書	複写機賃借仕様書・見積書	1月11日	一部開示	法人の代表者印の印影、担当者の氏名	条例第7条第2号、第3号及び第4号に該当	法人の代表者の印影は法人の内部情報であり、法人の正当な利益を害するおそれ及び犯罪予防のため。 担当者の氏名は個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるため。	
86	12月27日	請求	教育委員会 学校教育課	平成18年第5回春日井市議会定例会提出議案、目次[IV]P.43にある「報告第17号」に関して、当該事件の示談書によれば、被告である乙1、乙2、乙3(春日井市)が「連帯して10万円を支払う」旨合意している。ところが10万円を支払ったのは春日井市で乙1、乙2らはまったく負担していない。そこで、いかなる経緯で、あるいは理由でこのような結論になったのかを示す文書及び乙1、乙2、乙3の合意文書の開示を求める。	平成18年第5回春日井市議会定例会提出議案、目次[IV]P.43にある「報告第17号」に関して、当該事件の示談書によれば、被告である乙1、乙2、乙3(春日井市)が「連帯して10万円を支払う」旨合意している。ところが10万円を支払ったのは春日井市で乙1、乙2らはまったく負担していない。そこで、いかなる経緯で、あるいは理由でこのような結論になったのかを示す文書及び乙1、乙2、乙3の合意文書の開示を求める。	2月1日	不開示 (不存在)		条例第11条第2項に該当	「経緯、理由、結論」を示す文書、合意文書は作成、取得しておらず、存在していない。よって同項括弧書きの「開示請求に係る公文書を保有していないとき」に該当するため。	期間延長
87	12月28日	申出	教育委員会 総務課	1954年～1965年・1992年～2000年の各年5月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 20件	1954年～1965年・1992年～2000年の各年5月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 20件	1月25日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長
88	12月28日	申出	教育委員会 総務課	1954年～1969年・1970年～1974年の各年6月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 20件	1954年～1969年・1970年～1974年の各年6月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 20件	1月25日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
89	1月4日	申出	建設部 建築指導課	平成18年10月1日から平成18年11月30日までに確認のおりた「建築計画概要書」の2面、3面すべて。(可能であれば電磁的記録の交付を希望)	建築計画概要書の2面、3面(平成18年10月1日から平成18年11月30日までに確認がおりた分)	2月16日	全部開示				期間延長
					建築計画概要書の2面、3面(平成18年10月1日から平成18年11月30日までに確認がおりた分)	3月13日	全部開示				
90	1月5日	申出	教育委員会 総務課	1975年～1994年の各年6月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上20件	1975年～1994年の各年6月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上20件	1月25日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長
91	1月9日	申出	市民経済部 農政課 (農業委員会)	平成18年10月1日から平成18年12月31日までの、農地法第4条・第5条の「届け出書」。申請の処理状況簿(議案書)でも可。	平成18年10月1日から平成18年12月31日までの議案書(農地法第4条・第5条の届出関係分)	1月23日	一部開示	届出人、譲受人(借人)及び譲渡人(貸人)の氏名、住所	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。	
92	1月9日	申出	教育委員会 総務課	1954年～1967年・1995年～2000年の各年6月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上20件	1954年～1967年・1995年～2000年の各年6月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上20件	1月25日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長
93	1月10日	申出	教育委員会 総務課	1968年・1970年～1988年の各年7月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上20件	1968年・1970年～1988年の各年7月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上20件	1月25日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長
94	1月10日	申出	教育委員会 総務課	1954年～1961年の各年8月開催・1989年～2000年の各年7月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上20件	1954年～1961年の各年8月開催・1989年～2000年の各年7月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上20件	1月25日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長
95	1月12日	申出	教育委員会 総務課	1962年～1968年・1970年～1982年の各年8月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上20件	1962年～1968年・1970年～1982年の各年8月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上20件	1月25日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	
96	1月12日	申出	教育委員会 総務課	1983年～2000年の各年8月開催・1954年～1955年の各年9月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上20件	1983年～2000年の各年8月開催・1954年～1955年の各年9月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上20件	1月25日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	
97	1月15日	請求	教育委員会 総務課	平成18年12月21日入札の春日井市小中新設小学校の学習机・椅子の入札結果について、学習机・椅子(出川小)(小学校)(中学校)別の落札業者名・落札金額・商品名・商品番号・机の1台単価、椅子の1台単価、落札業者(小学校 ○○)(出川小 ○○)(中学校 ○○)	入札執行調書(小学校学習机等)	1月29日	全部開示				
98	1月15日	請求	教育委員会 総務課	春日井市小中学校の現在設置の自動印刷機4社の消耗品、現在使用品・各社のマスターインクの品名・品番・版数・容量の分かる書類の開示請求を致します			取下げ				
99	1月15日	請求	教育委員会 総務課	平成18年8月1日契約の小学校自動印刷機 リングラフRE-33Z(11台)、平成18年11月1日契約の中学校全自動印刷機 デュプロDPS-550(15台)の賃貸借契約書・保守に関する契約・消耗品が純正品を使用する事と明記されている明細の分かる書類の開示請求を致します	賃貸借契約書(小学校全自動印刷機等)	1月24日	一部開示	法人の代表者印の印影	条例第7条第3号及び第4号に該当	法人の内部情報及び犯罪予防のため。	
100	1月15日	申出	教育委員会 総務課	1956年～1968年・1970年～1976年の各年9月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上20件	1956年～1968年・1970年～1976年の各年9月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上20件	1月25日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	
101	1月15日	申出	教育委員会 総務課	1977年～1996年の各年9月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上20件	1977年～1996年の各年9月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上20件	1月25日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
102	1月16日	申出	教育委員会総務課	1954年～1968年・1970年の各年10月開催・1997年～2000年の各年9月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上20件	1954年～1968年・1970年の各年10月開催・1997年～2000年の各年9月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上20件	1月25日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	
103	1月16日	申出	教育委員会総務課	1971年～1990年の各年10月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上20件	1971年～1990年の各年10月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上20件	1月25日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	
104	1月16日	申出	教育委員会総務課	1991年～1996年の各年10月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1991年～1996年の各年10月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録	1月25日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	
				1952年度～1965年度分の全ての保管公文書名が記載された文書等 以上20件	1952年度～1965年度分の全ての保管公文書名が記載された文書等 以上20件		不開示(不存在)	条例第11条第2項に該当	全ての保管文書名が記載されたものはないため。		
105	1月16日	申出	教育委員会総務課	1966年度～1985年度分の全ての保管公文書が記載された文書等 以上20件	1966年度～1985年度分の全ての保管公文書が記載された文書等 以上20件	1月25日	不開示(不存在)		条例第11条第2項に該当	全ての保管文書名が記載されたものはないため。	
106	1月16日	申出	教育委員会総務課	1986年度～2000年度分の全ての保管公文書が記載された文書等 以上15件	1986年度～2000年度分の全ての保管公文書が記載された文書等 以上15件	1月25日	不開示(不存在)		条例第11条第2項に該当	全ての保管文書名が記載されたものはないため。	
107	1月18日	申出	教育委員会総務課	1954年～1968年・1970年の各年11月開催・1997年～2000年の各年10月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上20件	1954年～1968年・1970年の各年11月開催・1997年～2000年の各年10月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上20件	1月25日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	
108	1月18日	申出	教育委員会総務課	1971年～1990年の各年11月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上20件	1971年～1990年の各年11月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上20件	1月25日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	
109	1月18日	申出	教育委員会総務課	1991年～1996年の各年11月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上6件	1991年～1996年の各年11月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上6件	1月25日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	
110	1月18日	申出	教育委員会総務課	1971年～1990年の各年12月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上20件	1971年～1990年の各年12月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上20件	1月25日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	
111	1月18日	申出	教育委員会総務課	1954年～1968年・1970年の各年12月開催・1997年～2000年の各年11月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上20件	1954年～1968年・1970年の各年12月開催・1997年～2000年の各年11月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上20件	1月25日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	
112	1月18日	申出	教育委員会総務課	1991年～1996年の各年12月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上6件	1991年～1996年の各年12月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上6件	1月25日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	
113	1月19日	請求	教育委員会学校教育課	市立高座小学校「学校評議員会」会議事録(会議の設置より平成18年度の現時点までのもの)	高座小学校学校評議員会会議録(平成14年度～平成18年度現時点まで)	3月2日	全部開示				期間延長
114	1月26日	申出	建設部建築指導課	平成18年10月1日から平成18年12月31日までに指定された建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定における、公図・位置図・平面図・求積図(区画が複数ある場合は、区画線の入っているもの。)変更・廃止も含む。(個人情報を除く。可能であれば、電磁記録の交付を希望)	平成18年10月1日から平成18年12月31日までに指定された建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定における、公図、付近見取図、計画平面図、求積図等	2月9日	不開示(不存在)		条例第11条第2項に該当	開示申出に係る公文書を取得保有していないため。	

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
115	1月26日	申出	建設部 建築指導課	平成18年10月1日から平成18年12月31日までに工事が完了した物件の中の非自己用の分譲宅地・建売住宅・共同住宅を対象とする、都市計画法に基づく開発行為における開発行為許可申請書・設計説明書・位置図・公図・給排水計画図・求積図(区画が複数ある場合は、区画線の入っているもの。)変更を含む。『個人情報(個人名・印影など)を除く。可能であれば、電磁記録の交付を希望。』	開発行為許可申請書、設計説明書、位置図、公図、給排水計画図、求積図、開発行為変更許可申請書、開発行為変更届出書(平成18年10月1日から平成18年12月31日までの工事完了分)	2月9日	一部開示	申請者の印影、建築士の氏名・印影・登録番号、従業員の氏名、法人の代表者の印影(開発登録簿に記載されているものを除く)	条例第7条第2号、第3号及び第4号に該当	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものが記録されていること、並びに法人の内部情報保護及び犯罪予防のため。	
116	1月26日	請求	教育委員会 学校教育課	平成18年度教職員健康診断に係る文書すべて、平成18年度教職員健康診断時における医療事故に係る文書すべて	平成18年度児童生徒心電図・貧血検査及び教職員胸部X線間接撮影・心電図・血液・尿検査日程について(同)、平成18年度教職員胸部X線間接撮影・心電図・血液・尿検査日程表の変更について(通知)、平成18年度定期健康診断説明会、教職員定期健康診断に係る血液検査について(依頼)、血液検査の状況について、教職員定期健康診断血液検査に係る調査	3月1日	全部開示				
					小中学校教職員健康診断事業委託支出負担行為決議書、小中学校教職員健康診断事業委託支出負担行為変更決議書、完了報告書、教職員の公務災害について(同)、公務災害の認定について(同)、治癒報告書の提出について(同)、公務災害の示談について、公務災害関係書類について(送付)、損害賠償受領報告書の提出について(同)		一部開示	法人印影、法人の代表者の印影、従業員氏名及び印影、共済組合員証・健康保険組合員証記号番号、所属学校名、学校長名、学校住所、被災日時等、学校電話番号、学校長職印、学校教職員名簿、出勤簿、学校校地校舎平面図、学校の週の計画及び日課表、教頭氏名、個人氏名、個人住所、生年月日、年齢、個人顔写真、個人印影、交渉日時等、治療日時、認定番号、災害発生日、治癒日	条例第7条第2号、第3号及び第4号に該当	法人印影については、法人の当該事業に関する情報であり、公にすることにより当該法人の権利、その他正当な利益を害するおそれがあるため。個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。	期間延長
117	2月13日	申出	教育委員会 総務課	1997年～2001年の各年1月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録、1954年～1968年の各年2月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録以上20件	1997年～2001年の各年1月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録、1954年～1968年2月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上20件	2月26日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	
118	2月13日	申出	教育委員会 総務課	1970年～1989年の各年2月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上20件	1970年～1989年の各年2月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上20件	2月26日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
119	2月13日	申出	教育委員会 総務課	1990年～1996年の各年2月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上7件	1990年～1996年の各年2月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上7件	2月26日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	
120	2月19日	申出	教育委員会 総務課	1970年～1999年の4月1日～4月30日に開催の教育委員会会議録 以上30件	1970年～1999年の4月1日～4月30日に開催の教育委員会会議録 以上30件	2月26日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	
121	2月19日	申出	建設部 建築指導課	平成19年1月1日から平成19年1月31日までに指定された建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定における申請書、位置図。変更・廃止分も含む。(個人情報を除く。可能であれば、電磁記録の交付を希望。)	平成19年1月1日から平成19年1月31日までに指定された建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定における、申請書、位置図。	3月5日	不開示 (不存在)		条例第11条第2項に該当	開示申出に係る公文書を取得保有していないため。	
122	2月19日	申出	建設部 建築指導課	平成19年1月1日から平成19年1月31日までに工事が完了した物件中の非自己用の分譲宅地・建売住宅・共同住宅を対象とする、都市計画法に基づく開発行為における開発行為許可申請書・設計説明書・位置図。変更がある場合は、変更分も含む。『個人情報(個人名・印影など)を除く。可能であれば、電磁記録の交付を希望。』	平成19年1月1日から平成19年1月31日までに工事が完了した物件中の非自己用の分譲宅地・建売住宅・共同住宅を対象とする、都市計画法に基づく開発行為における開発行為許可申請書・設計説明書・位置図	3月5日	不開示 (不存在)		条例第11条第2項に該当	開示申出に係る公文書を取得保有していないため。	
123	2月19日	申出	市民経済部 農政課 (農業委員会)	平成19年1月1日から平成19年1月31日までの、農地法第4条・第5条の「届け出」に係る処理状況簿(又は議案書)	平成19年1月1日から平成19年1月31日までの議案書(農地法第4条・第5条の届出関係分)	2月27日	一部開示	届出人、譲受人(借人)及び譲渡人(貸人)の氏名、住所	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため	
124	2月26日	請求	環境部 クリーンセンター	春日井市クリーンセンターの焼却に係わる排煙の影響がわかるもの			取下げ				
125	2月26日	申出	教育委員会 総務課	1997年～2001年の各年2月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録、1954年～1968年の各年3月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上20件	1997年～2001年の各年2月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録、1954年～1968年の各年3月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上20件	3月16日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長
126	2月26日	申出	教育委員会 総務課	1970年～1989年の各年3月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上20件	1970年～1989年の各年3月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上20件	3月16日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長
127	2月26日	申出	教育委員会 総務課	1990年～1996年の各年3月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上7件	1990年～1996年の各年3月開催の(定例・臨時)教育委員会会議録 以上7件	3月16日	不開示			春日井市情報公開条例施行前の文書であるため対象外。	期間延長
128	3月5日	申出	環境部 環境政策課	春日井市小野町〇丁目〇番〇(〇〇所有)土地に関する土壌調査データに関する資料全て一式の開示	土壌及び地下水の汚染の状況等の届出書(平成17年10月12日付)及び汚染の除去等の措置完了届出書(平成18年8月31日付)	3月16日	一部開示	個人名、個人の印影及び法人の印影	条例第7条第2号、第3号及び第4号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できること、法人その他の団体の内部情報及び犯罪防止のため。	
129	3月7日	申出	総務部 人事課	インターンシップに係る文書一式(平成18年度)			取下げ				
130	3月12日	申出	建設部 道路課	春日井市(請求日現在には、春日井市となっている自治体も含む)が平成12年度から平成16年度までに国有財産特別措置法第5条第1項第5号の規定に基づく国有財産譲与申請のために契約した法定外公共物譲与申請に伴う特定作業業務委託契約書及び仕様書	春日井市法定・法定外公共物譲与申請書作成業務委託契約書、特記仕様書	3月26日	一部開示	法人の印影	条例第7条第3号及び第4号に該当	法人の内部情報保護及び犯罪予防のため。	

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
131	3月13日	申出	健康福祉部 介護保険課	介護認定審査に係る認定に対する不服に係る文書(任意の1件)、老人福祉施設から提出された事故報告書(認知症の人の分 H18年度)	介護認定審査に係る認定に対する不服に係る文書(任意1件)、老人福祉施設から提出された事故報告書(認知症の人の分 平成18年度)	3月28日	一部開示	被保険者番号、個人の氏名、印影、生年月日、性別、住所、本籍、前住所、主治医氏名、年齢、続柄、電話番号、要介護・支援認定結果通知書番号、日付の一部、事実根拠のない感情	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。また、感情を述べた部分については、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。	
132	3月19日	申出	市民経済部 農政課 (農業委員会)	平成19年2月1日から19年2月28日までの、農地法第4条・第5条の「届け出」に係る処理状況簿(又は議案書)	平成19年2月1日から平成19年2月28日までの議案書(農地法第4条・第5条の届出関係分)	3月30日	一部開示	届出人、譲受人(借人)及び譲渡人(貸人)の氏名、住所	条例第7条第2号に該当	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため	
133	3月19日	請求	財政部 管財課	総務部総務課 平成16年度の印刷機(インク マスター)入札に関する単価の契約書と平成17年度18年度の入札に関するインク マスター(リソ一用)の単価契約の仕様書と契約書の写しを情報公開に基づいて開示請求を致します	単価契約書(平成16年度リソ一RP3790関係)、単価契約仕様書及び単価契約書(平成17年度リソ一RP3790関係)、単価契約仕様書及び単価契約書(平成18年度リソ一RP370関係)	3月27日	一部開示	法人の印影	条例第7条第3号及び第4号に該当	法人の内部管理情報であり、法人の正当な利益を害するおそれがあるため。また犯罪の予防のため。	
134	3月23日	請求	総務部 人事課	平成17年度・18年度における退職校長・教頭の再就職先(春日井市就職分)、嘱託職員採用に係る要綱等	定年退職者(教員)の採用状況について、春日井市再雇用嘱託職員取扱要綱	4月6日	全部開示				
135	3月26日	請求	教育委員会 学校教育課	学校衛生委員会が設置されている春日井市立中学校における以下の文書 ①2006年度と同委員会の委員及び衛生管理者が分かる文書 ②2006年度と同委員会の会議録及び資料、その他同委員会の活動内容が分かる文書 ③2006年度の産業医の氏名及びその業務実績が分かる文書	学校衛生委員会が設置されている春日井市立中学校における以下の文書 ①2006年度と同委員会の委員及び衛生管理者が分かる文書 ②2006年度と同委員会の会議録及び資料、その他同委員会の活動内容が分かる文書 ③2006年度の産業医の氏名及びその業務実績が分かる文書	5月9日	不開示 (不存在)		条例第11条第2項に該当	春日井市学校教職員労働安全衛生管理規定第5条に「教職員数が常時50人以上の学校に衛生管理者を置く」、同規定第7条に「教職員数が常時50人以上の学校に産業医を置く」、同規定第8条に「教職員数が常時50人以上の学校に学校衛生委員会を置く」と規定されているが、平成18年度に規定に該当する学校がなく、同項括弧書きの「公文書を保有していないとき」に該当するため。	期間延長
136	3月26日	請求	教育委員会 学校教育課	2006年度、ALT、コンピュータアドバイザー等派遣労働者に関する労働者派遣契約書(学校関係の)	外国語指導助手導入事業委託契約書、小学校コンピュータアドバイザー派遣業務委託契約書	5月9日	一部開示	法人の印影	条例第7条第3号及び第4号に該当	法人印影については、法人の当該事業に関する情報であり、公にすることにより当該法人の権利、その他正当な利益を害する恐れがあるため、及び犯罪予防のため。	期間延長

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容)	公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
137	3月27日	請求	総務部 人事課	2006.4.1～2007.3.23の春日井市職員の公務災害発生状況が分かる文書、2006.4.1～2007.3.23に開かれた春日井市職員労働安全衛生管理規程に定める事業場安全衛生委員会の会議録(席上に示された資料を含む)	平成18年度公務災害等発生状況、平成18年度本庁事業場安全衛生委員会議事記録について(伺)(第1回～第11回)、平成18年度労働安全衛生委員会議事録(資料含む)(第1回～第11回)、平成18年度安全衛生委員会議事録(資料含む)(第1回～第12回 清掃事業所)、平成18年度安全衛生委員会議事録(資料含む)(第1回～第4回 市民病院)、平成18年度消防事業場安全衛生委員会の結果について(伺)(第1回及び第4回)	4月10日	全部開示				
					平成18年度第12回労働安全衛生委員会(クリーンセンター)議事録(資料含む)中、測定結果報告書、平成18年度第2回消防事業場安全衛生委員会の結果について(伺)中、隔日勤務者の勤務状況調査表、平成18年度第3回消防事業場安全衛生委員会の結果について(伺)中、隔日勤務者の勤務状況調査結果		一部開示	職員番号、個人の印影及び法人の印影	条例第7条第2号、第3号及び第4号に該当	職員番号及び個人の印影は個人に関する情報であって、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。法人の印影は法人の内部管理情報であり、開示することにより法人の正当な利益を害するおそれがあるため。また犯罪予防のため。	
138	3月27日	請求	教育委員会 学校教育課	2006年度の春日井市立小中学校における公務災害発生状況が分かる文書(2006.4.1～2007.3.23の分)	平成18年度公務災害一覧表	5月9日	全部開示				期間延長

## 資料2 個人情報保護実施状況一覧表

整理番号	受付日	区分	担当課等	開示(訂正)請求等に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他保有個人情報特定するに足りる事項	開示請求等に係る保有個人情報が記録されている公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示等しないこととした部分	開示等しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
1	5月9日	開示請求	消防本部 消防署	平成○年○月○日、私が遭った交通事故の救急出動に関する文書一切(救急車の出動が要請された時刻及び通報者の分かるもの)	救急出場報告書、救急出場報告書(傷病者)、指令記録	5月17日	一部開示	通報者の氏名、性別、電話番号	条例第17条第3号に該当	開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。	
2	5月11日	開示請求	教育委員会 学校教育課	愛知県教育委員会が私に対して行った○年(平成○年)○月○日付戒告処分(○年○月○日付処分取消)に関する現存文書すべて	欠勤の速報について、非違行為について(報告)、教員の処分について(内申)、教員の懲戒処分について(通知)、書類の提出について(通知)、不服申立てに係る書類の提出について(回答)、懲戒処分の内申について(照会)、懲戒処分の内申について(回答)	6月23日	全部開示				
					欠勤について(報告)		一部開示	児童の氏名、話し合い・交渉等の記録、開示請求者以外の連絡先、職印団体の印影及び連絡先	条例第17条第3号、第4号及び第5号、7号ウ、オに該当	児童の氏名、開示請求者以外の連絡先は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。 職印団体の印影及び連絡先は、当該団体等に関する情報であって、公にすることにより、当該団体等の正当な利益を害するおそれがあるため。また、印影は、犯罪予防のため。 話し合い・交渉等の記録は、開示されると今後の交渉に影響を与え、地方公共団体の当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、ひいては、人事管理上の意思決定等の事務事業の適切な執行に著しい支障を生ずるおそれがあるため。	期間延長
3	6月15日	開示請求	市民経済部 市民課	戸籍謄抄本の交付申請書 本籍 春日井市○○町○○番地 平成○年○月○日から○月○日までの請求分	平成○年○月○日から同年○月○日までに申請のあった戸籍謄抄本交付申請書	6月29日	一部開示	請求者の職印の印影	条例第17条第4号及び第5号に該当	事業上の内部管理情報及び犯罪予防のため。	
4	7月14日	開示請求	健康福祉部 介護保険課	平成○年○月○日に発生した○○の事故に関する事故報告書	介護保険事業者事故等報告書	7月25日	全部開示				
5	8月16日	開示請求	市民経済部 市民課	除かれた印鑑登録原票	除かれた印鑑登録原票	8月22日	全部開示				

整理番号	受付日	区分	担当課等	開示(訂正)請求等に係る保有個人情報に記載されている公文書の名称その他保有個人情報特定するに足る事項	開示請求等に係る保有個人情報が記録されている公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示等しないこととした部分	開示等しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
6	8月30日	開示請求	建設部 都市整備課	朝宮土地区画整理事業に関する私と春日井市との補償契約に関する文書	物件移転補償契約書(7件分)	9月8日	全部開示				
7	8月30日	開示請求	健康福祉部 介護保険課	介護保険事業者事故等報告書(平成〇年〇月〇日に発生した〇〇に関するもの)	介護保険事業者事故等報告書	9月8日	全部開示				
8	9月20日	開示請求	健康福祉部 生活医療課	診療報酬明細書(老人保健番号〇〇平成〇年〇月分)及び春日井市添付の附箋の内容	診療報酬明細書(老人保健受給者番号〇〇平成〇年〇月分)再審査申出・結果附箋	9月29日	全部開示				
9	9月21日	開示請求	消防本部 消防署	平成〇年〇月〇日、私の子供〇〇の救急搬送要請に対して搬送されなかった事が分かる書類のすべて	救急出場報告書	9月29日	全部開示				
10	9月28日	開示請求	健康福祉部 介護保険課	介護保険事業者事故等報告書(平成〇年〇月〇日に発生した〇〇に関するもの)追加分	介護保険事業者事故等報告書	10月12日	全部開示				
11	10月5日	開示請求	教育委員会 学校教育課	平成〇年〇月に発生した私の子供〇〇に関して保有している学校から市教育委員会に提出された事故報告書、当該事故に関して日本体育・学校健康センターに提出された災害報告書(2通)	平成〇年〇月に発生した私の子供〇〇に関して保有している学校から市教育委員会に提出された事故報告書	11月9日	不開示 (不存在)		条例第21条第2項に該当	事故報告書は、死亡その他重大な事故の場合に学校が作成し、教育委員会に報告することになっている。今回はそれに該当しないので、作成されておらず、同項括弧書きの「公文書を保有していないとき」に該当するため。	期間延長
					災害報告書、医療等の状況、災害継続報告書、医療等の状況		一部開示				
12	10月16日	開示請求	市民経済部 市民課	亡父(〇〇)死亡日平成〇年〇月〇日の印鑑登録証明書交付申請書(平成〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの分)	平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの印鑑登録証明書交付申請書	10月30日	全部開示				
13	10月16日	開示請求	市民経済部 農政課 (農業委員会)	平成〇年提出された、農地法第5条の届出書春日井市柏井町〇丁目〇番に関するもの	農地法第5条第1項第3号の規定による農地転用届出書	10月18日	全部開示				
14	10月18日	開示請求	市民経済部 市民課	戸籍の写しの申請書(戸籍証明等交付申請書)平成〇年〇月〇日以後〇月〇日まで	平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの戸籍証明等の交付申請書	10月30日	全部開示				

整理番号	受付日	区分	担当課等	開示(訂正)請求等に係る保有個人情報に記載されている公文書の名称その他保有個人情報特定するに足る事項	開示請求等に係る保有個人情報が記録されている公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示等しないこととした部分	開示等しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
15	11月13日	開示請求	建設部 公園緑地課	平成〇年〇月〇日に〇〇(請求者の母)が、故〇〇(請求者の父)名義の潮見坂平和公園墓所(第〇墓所〇〇)を春日井市に返還し、返還金を受けたことに関する一切の事実関係(やりとりを記録したものを含む)を確認できるもの及びその後のこの墓所の返還の取消に向けての手続きなど、現在までの経過がわかるもの	支出負担行為決議書 墓所の返還取り消しについて(報告)平成18年10月11日收受 墓所の返還取り消しについて(伺)平成18年10月17日起案 墓所の返還取り消し通知について(報告)平成18年10月31日收受 調定決議書 墓所の使用権承継許可申請について(報告)平成18年11月10日收受	11月27日	一部開示	開示請求者以外の個人の住所、電話番号、印影、金融機関情報 財団法人春日井市市民サービス公社の印影、職員の印影及び個人名	条例第17条第3号、第4号及び第5号に該当	開示請求者以外の個人に関する情報に該当するため。なお、これらの情報は第3号ただし書アの法令の規定又は慣行により公にされている情報及び同号ただし書ウの公務員情報には該当しない。また、法人の内部管理情報及び犯罪予防のため。	
16	11月17日	開示請求	総務部人事課	平成〇年度職員採用試験1次試験及び2次試験結果	平成〇年度職員採用第1次試験及び第2次試験結果並びに第1次試験及び第2次試験合格基準	11月29日	全部開示				
17	12月14日	開示請求	市民経済部 市民課	①平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日までの住民基本台帳ネットワークの本人確認情報提供状況確認書	①平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日までの住民基本台帳ネットワークの本人確認情報提供状況確認書	12月21日	一部開示	職員番号、委託業務従事者の氏名	条例第17条第3号該当	開示請求に係る保有個人情報を保有していないため	
				②平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日までの住民記録情報システム上の本人確認記録	住記ジャーナル出カリスト(対象期間:平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日)						
18	12月18日	開示請求	市民経済部 市民課	住民票の写し等交付申請書 平成〇年〇月〇日から本日現在までの分	住民票の写し等交付請求書(除票も含む) 平成〇年〇月〇日から本日現在までの分	12月26日	不開示 (不存在)		条例第21条第2項該当	開示請求に係る保有個人情報を保有していないため	
19	12月19日	開示請求	健康福祉部 介護保健課	〇〇の事故に関する事故報告書	介護保険事業者事故等報告書	12月22日	全部開示				
20	1月18日	開示請求	市民経済部 市民課	私の個人情報流出に係る全ての申請(私個人以外が申請したもの)及びその申請理由が記載されたすべての書のコピー等	平成〇年〇月〇日から現在までの戸籍謄抄本等交付申請書	1月29日	一部開示	運転免許証番号	条例第17条第3号に該当	開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの及び開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため。	

整理番号	受付日	区分	担当課等	開示(訂正)請求等に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他保有個人情報特定するに足る事項	開示請求等に係る保有個人情報が記録されている公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示等しないこととした部分	開示等しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考
21	2月13日	開示請求	建設部道路課	春日井市味美町〇丁目〇番、〇番、〇番、〇番、〇番の土地にかかる道路確認申請書及び現地確認報告書一式	春日井市味美町〇丁目〇番、〇番、〇番、〇番、〇番の土地にかかる道路確認申請書及び現地確認報告書一式	2月20日	一部開示	申請人の職印、隣接地等の土地の現況面積及び辺長	条例第17条第3号、第4号及び第5号に該当	申請人の職印は、事業を営む個人の当該事業に関する内部管理情報であること及び犯罪予防のため。また、隣接地等の土地情報は土地登記簿等により公にされておらず、これを開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。	
22	3月23日	開示請求	市民経済部市民課	住民票等写し等交付申請書(申請期間平成〇年〇月〇日～〇日分)	住民票等写し等交付申請書(申請期間平成〇年〇月〇日～〇日分)	4月4日	不開示(不存在)		条例第21条第2項に該当	上記申請期間においては、住民票等写しの交付申請がされておらず、開示請求に係る当該個人情報保有していないため。	

整理番号	受付日	区分	担当課等	訂正請求に係る個人情報の開示を受けた日 その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項	訂正請求の趣旨及び理由	訂正を求める内容		個人情報 訂正(不訂正)の決定 の通知をした日	訂正請求にかかる保有個人 情報が記録されている 公文書の名称	訂正しないこととした理由	備考
						訂正前	訂正後				
1	8月21日	訂正 請求	教育委員会 学校教育課	平成○年○月○日付「○春教学○号」により 開示された個人情報	愛知県人事委員会において、処分取消の判定がなされたにもかかわらず、その旨の記載もなく、且つ内申文書が違法に作成された旨の記述もない。よって、閲覧した者に誤解を与えると共に、請求者の名誉を著しく傷つけるものである。	開示されたすべての 文書	1 春日井市教育委員会の本内申に基づき、愛知県教育委員会が行った懲戒処分が、○年○月○日愛知県人事委員会の判定によって取消され且つ確定した旨、明記すること 2 同内申文書が、市教委職員によって、違法に作成されたものであることを明記すること 3 「○春教学第○号」に記載された教育委員会の議決の有効性が、右人事委員会判定において否定されたことを、明記すること	10月2日	教員の処分について(内申)、教員の懲戒処分について(通知)、懲戒処分の内申について(照会)、懲戒処分の内申について(回答)	春日井市個人情報保護条例第30条は、「当該訂正請求にかかる保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で訂正しなければならない。」と定めている。つまり、利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務づけるものである。したがって利用目的に照らし、最新の状態に変更をすることを要しない保有個人情報について、現在の事実にもとづき訂正を求められた場合には、訂正義務は生じないものである。本件対象文書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定に基づき作成された文書で、利用目的は、平成○年度の異議申立人の戒告処分に関するものであり、すでにその目的を達して、利用目的は終了している。また処分についても、県人事委員会で、その無効が確認されており、本件対象文書が、今後利用されることはない。以上の理由から、本件対象文書については、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正する事実はないので、訂正の必要はない。	期間延長

資料3 平成18年度会議公開実施状況一覧

担当課	附属機関等の名称	公開非公開 の状況	会議開催数		傍聴 人数
			公開	非公開	
秘書課	表彰審査委員会	非公開		1	—
行政経営課	行政改革推進委員会	公開	3		5
	都市交流拠点将来ビジョン策定委員会	公開	5		6
企画課	行政評価委員会	一部公開	2	3	7
	総合計画審議会	公開	4		10
文化課	市民会館運営審議会	—			
	文化懇話会	公開	3		1
	国際化推進施策研究会	公開	4		6
交通対策課	自転車等駐車対策協議会	—			
	交通災害等共済審査委員会	—			
	交通安全推進協議会	公開	4		3
総務課	開発事業紛争調停委員会	非公開		4	0
人事課	特別職報酬等審議会	—			
市民安全課	防災会議	公開	1		3
	国民保護協議会	公開	3		12
情報政策課	情報公開・個人情報保護審査会	非公開		3	0
生活課	市民憲章審議会	—			
	社会奉仕活動事故見舞金支給審査委員会	—			
	ボランティア支援センター調査研究委員会	—			
青少年女性課	青少年問題協議会	公開	1		0
	男女共同参画審議会	公開	2		4
少年センター	少年センター運営協議会	公開	2		1
青少年女性センター	青少年女性センター運営委員会	公開	2		1
青少年ホーム	勤労青少年ホーム運営委員会	公開	2		1
国保年金課	国民健康保険運営協議会	公開	1		0

担当課	附属機関等の名称	公開非公開 の状況	会議開催数		傍聴 人数
			公開	非公開	
経済振興課	商工業振興審議会	公開	2		2
福祉課	高齢者総合福祉計画推進協議会	公開	2		5
	障害者施策推進協議会	公開	5		30
	福祉作業所等通所審査委員会	—			
	障害程度区分判定審査会	非公開		34	—
生活医療課	民生委員推薦会	非公開		5	—
介護保険課	介護認定審査会	公開	2		3
	〃 (合議体)	非公開		349	—
	介護相談委員会	公開	1		3
	老人ホーム入所判定委員会	非公開		6	—
	福祉有償運送運営協議会	公開	2		4
	高齢者虐待防止連絡協議会	公開	1		2
	地域包括支援センター運営等協議会	公開	5		5
児童課	障害児保育審査委員会	非公開		2	—
	次世代育成支援対策地域協議会	公開	2		2
	要保護児童対策地域協議会	非公開		1	—
健康推進課	予防接種健康被害調査委員会	—			
	健康づくり推進協議会	公開	2		0
	保健計画推進委員会	公開	2		4
	救急医療対策協議会	公開	1		0
	〇157対策連絡会	—			
	結核・肺がん検討委員会	—			
	保健予防調整会	—			
環境政策課	環境審議会	公開	5		24
ごみ減量推進課	廃棄物減量等推進審議会	公開	3		10

担当課	附属機関等の名称	公開非公開 の状況	会議開催数		傍聴 人数
			公開	非公開	
都市政策課	町名等審議会	公開	1		1
	都市計画審議会	公開	2		2
	都市景観審議会	公開	1		1
公園緑地課	緑の審議会	公開	1		0
都市整備課	松河戸土地地区画整理審議会	一部公開	2		1
建築指導課	建築審査会	非公開		9	—
	旅館等建築審査会	非公開		1	—
	開発審査会	非公開		6	—
(勝) 事業課	勝川駅前土地地区画整理審議会	一部公開	4		0
	勝川駅南口周辺土地地区画整理審議会	一部公開	1		0
河川排水課	水防協議会	公開	1		0
(消) 総務課	消防賞じゅつ金等審査委員会	—			
学校教育課	通学区域審議会	—			
	いじめ・不登校対策協議会	非公開		2	—
	学校保健結核対策委員会	非公開		3	—
	就学指導委員会	非公開		3	—
生涯学習スポーツ課	社会教育審議会	公開	2		1
	生涯学習懇話会	公開	4		2
	スポーツ表彰審査会	非公開		1	—
文化財課	文化財保護審議会	公開	2		0
	(仮称) 春日井市歴史民俗資料館建設検討委員会	公開	2		0
道風記念館	道風記念館運営協議会	公開	1		0
図書館	図書館協議会	公開	3		2
給食センター	学校給食センター運営委員会	公開	2		0
			102	433	164

※非公開で行われた会議の433回のうち、介護認定審査会(合議体)が349回になっています。

諮問第6号

答 申 書

第1 審査会の結論

「無効となった〇年〇月〇日付戒告処分に関する現存文書（全て）」の訂正請求につき、春日井市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）が特定した「欠勤の速報について、欠勤について（報告）、非違行為について（報告）、教員の処分について（内申）、教員の懲戒処分について（通知）、懲戒処分の内申について（回答）」（以下「本件対象文書」という。）に記載された保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を不訂正とした決定は妥当ではないので、諮問実施機関は、別表のとおり訂正すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、春日井市個人情報保護条例（平成14年春日井市条例第41号。以下「条例」という。）第29条に基づく本件保有個人情報の訂正請求に対し、平成18年2月24日付け17春教学第990号により市教育委員会が行った個人情報不訂正決定を取り消し、当該保有個人情報の訂正を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書及び意見書並びに口頭意見陳述の結果によると、おおむね次のとおりである。

(1) 不当利得返還請求事件において、司法は「原告（＝申立人）は、〇月〇日〇〇校長の有効な承認の下で研修を行ったものと認められる。」との判断を示した（平成〇年〇月〇日判決確定）。

また、懲戒処分無効確認等請求事件において、司法は「本件処分事実（＝欠勤）が存在するとした愛知県教育委員会の認定が誤認であることは、本件戒告処分の当初から外形上客観的に明白であったといえることができる。そして、本件処分事実は存在しないにもかかわらずに行われた本件戒告処分の違法の程度は重大といわざるを得ない。」として「本件処

分は無効というべきである。」との判断を示した（平成〇年〇月〇日判決確定）。

上記司法判断により、異議申立人の受けた「欠勤処理」及び「戒告処分」は、違法・無効、事実無根であることが明らかにされたにもかかわらず異議申立人の個人情報に訂正することなく保有している。

(2) 訴訟によって、異議申立人に「欠勤」の事実はなく、「戒告処分」が無効であることが明らかになったことにより、市教育委員会には、条例第8条に規定する「保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するように努めなければならない」義務が生じた。しかし、異議申立人が平成17年8月18日付けで行った個人情報開示請求によって、市教育委員会が条例第8条に従うことなく異議申立人の個人情報に何らの訂正も行わず放置していたことが明らかとなった。

(3) 異議申立人は、平成17年12月28日に条例第28条に基づき市教育委員会に対し訂正請求を行った。しかし、市教育委員会は、条例第30条により保有個人情報の訂正義務が生じたにもかかわらず、平成18年2月24日に「訂正すべき事実はない」と具体的理由を示すことなく不訂正を決定した。これは、条例第30条の保有個人情報の訂正義務に違反するものであるとともに、個人情報を保有する実施機関としての誠実な対応を欠くものである。更に、個人情報を適正に取り扱うことによって、「個人の権利利益を保護する」という条例の目的（第1条）を全くないがしろにするものである。

(4) よって、市教育委員会は、条例に従って異議申立人の権利利益を保護し、異議申立人に対する不名誉な取扱いを正すため、即刻異議申立人の訂正請求に応ずるべきである。

### 第3 諮問実施機関の説明の要旨

諮問実施機関の説明を総合すると、本件保有個人情報を不訂正とした理由は、おおむね次のとおりである。

#### 1 教職員の人事に関する事務について

市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する教職員（以下「県費負担教職員」という。）の任命権は、地方教育行政の組織及び運用に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）第37条により、都道府県教育委員会に属するとされて

いる。

この任命権には、単なる任命の権限だけでなく、任用、免職、休職、懲戒、給与の決定等身分上の事項の一切を含むこととされている（地方公務員法（昭和 25 年法律第 162 号）第 6 条第 1 項）。ただし、県費負担教職員は所属する市町村の職員であることから、地教行法第 43 条により、服務監督権は市町村教育委員会が行うこととされている。また、任免その他の進退については、同法第 38 条により、市町村教育委員会に内申権が認められており、都道府県教育委員会は、その内申を待って、任命権を行使することとなっている。

以上のことから、県費負担教職員が服務上問題のある行為をした場合には、都道府県教育委員会が、その行為が懲戒処分の対象かどうかを調査、判断し、懲戒処分を行うほか、市町村教育委員会が都道府県の判断を踏まえて、服務上の措置を行う。

## 2 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、地教行法第 38 条の規定に基づき作成された文書に記載された保有個人情報で、平成〇年〇月〇日の異議申立人の非違行為に対する処分に関するもので、以下の文書により構成されている。

### (1) 欠勤の速報について

平成〇年〇月〇日、速報で「欠勤があった」ことを愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）へ報告する。

### (2) 欠勤について（報告）

平成〇年〇月〇日、「欠勤があった」ことを県教育委員会へ報告する。

### (3) 非違行為について（報告）

平成〇年〇月〇日、校長意見書をつけて、非違行為報告書を県教育委員会へ提出する。

### (4) 教員の処分について（内申）

平成〇年〇月〇日、意見書をつけて県教育委員会へ処分についての内申を提出する。

### (5) 教員の懲戒処分について（通知）

平成〇年〇月〇日、県教育委員会から処分についての通知が来る。

### (6) 懲戒処分の内申について（回答）

平成〇年〇月〇日、県教育委員会から、市教育委員会の議決を経たかどうかの問合せに対して「議決を経ていない」との回答をする。

### 3 不訂正とした理由について

- (1) 条例第 30 条は、訂正請求について、利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務づけるものである。

訂正請求権制度のねらいは、保有個人情報の内容の正確性を向上させることにより、誤った個人情報の利用に基づき誤った評価・判断が行われ、本人が不測の被害を受けることを防止しようとするものである。

- (2) 利用目的に照らし、最新の状態に変更することを要しない保有個人情報について、現在の事実に基づき訂正を求められた場合には、訂正義務は生じないものである。

- (3) 本件対象文書は、地教行法第 38 条の規定に基づき作成された文書で、平成〇年〇月〇日の異議申立人の非違行為（以下「本件対象事件」という。）に対する処分に関するものであって、既に県教育委員会への報告やその伺いとしての目的を達成して、利用目的は終了している。

本件対象事件の欠勤及び処分については、裁判でその無効が確認されており、本件保有個人情報が今後利用されることはないため、本人に不利益が及ぶことはない。

- (4) 確かに、裁判において、欠勤や処分は無効であることが確認されている。しかし、以上の理由により本件保有個人情報については、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正する事実はないので、訂正の必要はないと考えられる。

- (5) なお、欠勤の事実を記載した「出勤簿」や「欠勤簿」、処分の事実を記載した「履歴書」については、その利用目的から、判決確定後に訂正がされている。また「研修承認簿」についても訂正がされている。

### 第 4 調査審議の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のとおり調査審議を行った。

- 1 平成 18 年 2 月 24 日 不訂正決定の通知をした日
- 2 平成 18 年 4 月 24 日 異議申立てのあった日
- 3 平成 18 年 6 月 1 日 諮問のあった日
- 4 平成 18 年 6 月 26 日 異議申立人、諮問実施機関から意見書を收受
- 5 平成 18 年 7 月 18 日 異議申立人から意見書を收受
- 6 平成 18 年 8 月 1 日 諮問、異議申立人の口頭意見陳述、諮問実施機関の説明

7 平成 18 年 8 月 16 日 審議

8 平成 18 年 9 月 15 日 審議

## 第 5 審査会の判断の理由

### 1 異議申立てに至る経緯について

- (1) 平成〇年〇月〇日、当時春日井市立〇〇小学校に勤務していた異議申立人が日直勤務を行わなかったことに対して、学校長はこれを欠勤として処理し、この報告を受けた市教育委員会は、同年 10 月 29 日に県教育委員会へ速報として報告した。さらに同年〇月〇日、市教育委員会は、県教育委員会へ事件の詳細を報告した。
- (2) 平成〇年〇月〇日、市教育委員会は、校長意見書を付して非違行為報告書を県教育委員会へ提出した。
- (3) 平成〇年〇月〇日、市教育委員会は、地教行法第 38 条に基づき、欠勤については戒告処分が妥当とする内申を県教育委員会に対して行った。
- (4) 平成〇年〇月〇日、県教育委員会は、異議申立人に対して、地方公務員法第 29 条により戒告処分を発令した。
- (5) 異議申立人は、平成〇年〇月〇日は学校長の適法な承認の下で研修を行ったものであると主張し、勤勉手当の減額分の支払い並びに返還させられた給与及び調整手当の返還を求めて名古屋地方裁判所に訴訟を提起した（平成〇年(〇)第〇号不当利得返還請求事件（以下「本件訴訟事件 1」という。))。

名古屋地方裁判所は、平成〇年〇月〇日、異議申立人の主張を認め、手当等の支払を命ずる判決を下した。これに対し、被告である愛知県は、判決を不服として名古屋高等裁判所へ控訴した（平成〇年(〇)第〇号不当利得返還請求控訴事件）が、控訴は棄却された（平成〇年〇月〇日判決言渡）。

控訴審判決に対して上告はなされず、これにより、異議申立人は平成〇年〇月〇日には学校長の適法な承認の下で研修を行ったもので、欠勤はなかったとする事実認定に基づく判決が確定した。

- (6) さらに、異議申立人は、県教育委員会が異議申立人に対して平成〇年〇月〇日に発令した戒告処分（以下「本件懲戒処分」という。）の無効確認を求める訴訟を名古屋地方裁判所に提起した（平成〇年(〇)第〇号

懲戒処分無効確認等請求事件（以下「本件訴訟事件2」という。))。

名古屋地方裁判所は、平成○年○月○日、異議申立人の主張を認め、本件懲戒処分が無効であることを確認する判決を言い渡した。同判決に対しては控訴がなされず、これにより本件懲戒処分の無効を確認する判決が確定した。

- (7) 平成○年○月○日、本件訴訟事件1及び本件訴訟事件2の判決を受け、県教育委員会は市教育委員会に対し、「出勤簿」、「欠勤簿」、「研修承認簿」、「履歴書」（以下「出勤簿等」という。）を訂正するよう通知し、これを受けて出勤簿等を保有する学校長は、訂正処理を行った。
- (8) 平成17年8月18日、異議申立人は、条例第15条の規定に基づき、「無効となった○年○月○日付戒告処分に関する現存文書（全て）」の開示請求を行ったところ、市教育委員会は、平成17年9月29日付けで個人情報開示決定及び一部開示決定をした。
- (9) 平成17年12月28日、異議申立人は、上記(8)により開示決定を受けた公文書に記載のある「欠勤」、「戒告処分」は、本件訴訟事件1及び本件訴訟事件2により事実と反するものであることが確認されていることから、条例第28条の規定に基づき訂正請求を行ったところ、市教育委員会は、平成18年2月24日付けで「訂正すべき事実はない」として個人情報不訂正決定をした。
- (10) 平成18年4月24日、異議申立人は、上記(9)の不訂正決定を不服として、市教育委員会に対して行政不服審査法による異議申立てを行った。

## 2 本件訂正請求について

本件訂正請求は、個人情報訂正請求書によると、市教育委員会が平成17年9月29日付け17春教学第429号で開示決定を行い開示した保有個人情報のうち、異議申立人に係る「無効となった○年○月○日付戒告処分に関する現存文書（全て）」について、本件懲戒処分の無効が確定したにもかかわらず、本件保有個人情報が記載された本件対象文書にはその旨が記載されずに保存されており、請求者の名誉が傷つけられたままとなっていることに対し、訂正を求めたものである。

異議申立人が訂正を求める内容は、本件対象文書中、「欠勤」及び「戒告処分」と記載された部分のすべてについて、「欠勤」及び「戒告処分」は無効であり、誤りであった旨の記載をすることである。

## 3 訂正の要否について

- (1) 条例第30条は、訂正請求に対する実施機関の訂正義務を明らかにす

るものであり、訂正請求に理由があると認めるときは、実施機関が利用目的の達成に必要な範囲内で当該保有個人情報の訂正をしなければならないことを定めている。

この点、「欠勤」の事実がなかったこと、及び、「戒告処分」が無効であったことについては、本件訴訟事件1及び本件訴訟事件2の判決により確定しており、諮問実施機関も本件保有個人情報が事実でないことは認めている。

しかし、諮問実施機関は、本件保有個人情報については、既にその利用目的を達成、終了しており、しかも今後利用されることはなく、誤った事実に基づいて異議申立人の権利利益を侵害するおそれはないとの理由から、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で訂正する事実はなく、訂正の必要はないとして、不訂正決定を行っている。

そこで、当審査会は、かかる諮問実施機関の主張の当否について検討し、不訂正決定の妥当性を判断するものとする。

- (2) 本件保有個人情報の本来の利用目的は、市教育委員会が異議申立人の欠勤という非違行為に関して県教育委員会に報告すること及び当該非違行為に関して戒告処分が妥当であると県教育委員会に内申すること等であり、当該利用目的に関して言えば、既に達成されていると考えられなくもない。

もともと、個人情報保護制度は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有することを禁じており（条例第3条）、利用目的が達成され、今後利用されることのない保有個人情報については、可能な限り削除すべきことが要請されていると解される。したがって、この点からすれば、本件対象文書は速やかに削除されるべきである。

しかし他方で、公文書は、その文書の重要性等により保存年限が定められており、本件対象文書についても、春日井市文書取扱規程（平成13年春日井市訓令第4号）により、10年間保存することとされている。同規程所定の保存年限が当該文書の本来の利用目的の終期に一致しているということは稀であり、公文書については、本来予定していた利用目的を終えた後も一定の期間は保存し続けることが要請されているのである。

これは、公文書の保存が、行政機関の決定した意思を保存し、行政の継続性や安定性を確保していくために欠かせないものであって、過去の事務処理の証拠とするとともに、過去の意思決定の内容を将来発生する事案の意思決定の際の参考として活用し、もって行政事務の円滑で能率

的な運営を図っていくために必要であるからである。

このことからすれば、本来の利用目的が終了してから保存年限が経過するまでの間において、当該文書上の情報の利用目的が全く無に帰していると解することはできない。本件対象文書のような種類の文書についても、過去に発生した非違行為や懲戒処分の種類、状況、件数等を把握したり、特定個人の過去の履歴を確認するといったように利用することが考えられるものである。

- (3) 条例第 30 条が、「利用目的の達成に必要な範囲内で」当該保有個人情報の訂正を要する旨を定めているのは、保有個人情報の利用目的によっては、①過去の一定時点の事実のみで足りる場合、②現在の事実のみを必要とする場合、③過去の事実と現在の事実の両者を必要とする場合があり得ることから、それぞれの利用目的に応じて、その必要な範囲内で正確性を確保する必要があるためである。

本件対象文書上の「欠勤」「戒告処分」の記載は、現在においても過去（作成時点）においても誤った事実の記載である。それ故、同条に基づく諮問実施機関の訂正義務を否定すべき理由はない。

殊に、本件対象文書は、諮問実施機関の説明によれば、本件訴訟事件 1 及び本件訴訟事件 2 の判決文等、本件対象文書上の情報が誤りであることを示す文書とは別のファイルに綴られているとのことである。そうであるならば、人事異動等により公文書の管理者、利用者が交代していった場合、保存されている情報が最新かつ正確な情報だと認識して利用される可能性は現実的にも存在すると考えられる。

- (4) したがって、本件保有個人情報については、条例第 30 条の保有個人情報を訂正すべき場合に該当すると認められる。

#### 4 結論

以上のことから、本件保有個人情報については、上記第 1 記載の審査会の結論のとおり判断した。

#### 5 附帯意見

当審査会は、本答申に関連して、次の 2 点につき附帯意見を述べる。

- (1) 春日井市個人情報保護条例の目的は、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することにある。そして、この目的を実質的に確保するため、実施機関には、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努める努力義務が課せられている。

もとより、行政機関が保有する個人情報である以上、正確かつ最新で

あることは当然のことであり、当該保有個人情報を訂正しないとする  
ことについて、特段の積極的な理由がなく、行政事務の運営に著しい支障  
が生じると考えられない場合は、実施機関は、訂正請求を待つまでもな  
く、保有個人情報の誤りが判明した時点において、その裁量によって自  
主的に訂正を行い、情報の正確性を確保することが望まれる。こうした  
ことが、ひいては個人情報保護に係る行政への信頼性の確保に資するも  
のであると考えられることから、実施機関においては、適正に対応す  
ることが求められる。

- (2) 訂正請求に対し不訂正の決定を行う場合には、実施機関は、春日井市  
行政手続条例（平成8年春日井市条例第37号）第8条第1項の規定に  
基づき、訂正請求者に対し、必要にして十分な拒否理由を示す必要があ  
る。

しかるに、本件訂正請求に対しては、不訂正決定通知書上、「訂正し  
ないこととした理由」として、「訂正すべき事実はない。」との記述がな  
されているのみである。

かかる記述は、不訂正の理由を示したものとして簡略に過ぎるばかり  
か、当審査会における諮問実施機関の説明とも整合しない。

実施機関が不訂正ないし一部訂正の決定を行う場合には、訂正請求者  
が訂正拒否の理由を理解し、不服申立ての要否を判断し得る程度に、理  
由を具体的に記述することが望まれる。

## 第6 答申に関与した委員

小林武、昇秀樹、異相武憲、堀口久、鵜飼光子

## 別表

公文書の名称	訂正内容及び方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 欠勤の速報について</li> <li>・ 欠勤について（報告）</li> <li>・ 非違行為について（報告）</li> </ul>	<p>当該決裁文書に係る対象文書を特定の上、当該決裁文書上に、「欠勤の事実は存在せず、本決裁は無効である。」旨の追記を行う。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教員の処分について（内申）</li> </ul>	<p>当該決裁文書に係る対象文書を特定の上、当該決裁文書上に、「欠勤及び戒告処分の事実は存在せず、本決裁は無効である。」旨の追記を行う。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 懲戒処分の内申について（回答）</li> </ul>	<p>当該決裁文書に係る対象文書を特定の上、当該決裁文書上に、「本決裁に係る欠勤及び戒告処分の事実は存在しない。」旨の追記を行う。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教員の懲戒処分について（通知）</li> </ul>	<p>当該通知文書に係る対象文書を特定の上、当該通知文書上に、「欠勤及び戒告処分の事実は存在せず、本通知文書は無効である。」旨の追記を行う。</p>

## 平成18年度情報公開・個人情報保護制度施行状況報告書

平成19年5月発行

発行 春日井市総務部総務課

問い合わせ 〒486-8686

春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市総務部総務課法規・情報公開グループ

電話番号 (0568) 85-6129



ISO 14001 認証取得

「環境にやさしい自治体 春日井市」